令和８・９年度
入札参加資格審査申請の手引き

（県内建設業者用）

令和８年８月

（第５版）

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課

第1 入札参加資格審査 5
第2 入札参加に必要な資格 6
第3 受付場所及び受付期間 8
第4 入札参加資格審査における審査基準日 8
第5 対象となる総合評定値通知書 8
第6 認定期間 8
第7 問い合わせ先 9
第8 申請に必要な書類（提出書類、添付（提示）書類） 9
第9 入札参加資格審査申請書の記入要領 15
【様式第１号】入札参加資格審査申請書 15
【様式第２号】地方基準点数等一覧表 16
【様式第３号】建設キャリアアップシステム登録者一覧表 26
【様式第４号】建設業関連学科新規卒業者雇用一覧表 27
【様式第６号】技術職員・CPD 取得者数一覧表 28
【様式第７号】職員名簿（技術職員以外） 29
【様式第８号】大規模災害時の応急対策業務取組一覧表 30
第10 申請後、技術職員に変更があった場合の届出 30
【様式第５号】変更用・技術職員登録書 31
第11 同意書について 32
【添付書類ア】同意書 32
第12 暴力団排除に関する誓約書について 33
【添付書類イの１】暴力団排除に関する誓約書 33
【添付書類イの２の１】役員等調書 33
第13 独占禁止法遵守体制の整備について 34
【添付書類ウの 1】独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書 34

第14 重機・資材・緊急対応関係様式集について 34
第15 「大規模災害時の応急対策業務の取組」に係る証明書(作成例)について 34
第16 「労働災害防止への取組」に係る証明書（作成例）について 35
第17 障害者雇用について 35
【添付書類エ】「障害者雇用状況調べ（非法定義務建設業者用）」 36
第18 労働保険料納付証明書について 36
【添付書類オ】労働保険料納付証明書 37
第19 社会保険料納入確認書について 39
【添付書類カ】社会保険料納入確認書 40
第20 和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書について 41
【添付書類キ】和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書 41
別表 1 審査基準日等一覧表 42
別表 2 建設業関連学科新規卒業者について加点可能な業種一覧 44
別表 3 技術職員・CPD 取得者数一覧表に関する有資格区分コード 45
別表 4 CPD 証明団体一覧表 47
第21 資本・人的関係のある関連業者の届出について 48
第22 申請書等の記入例 57
【様式 第 1 号】入札参加資格審査申請書 57
【様式 第 2 号】地方基準点数 58
【様式 第 3 号】建設キャリアアップシステム登録者一覧表 61
【様式 第 4 号】建設業関連学科新規卒業者雇用一覧表 62
【様式 第 5 号】変更用・技術職員登録書 62
【様式 第 6 号】技術職員・CPD 取得者数一覧表 69
【様式 第 7 号】職員名簿（技術職員以外） 70
【様式 第 8 号】大規模災害時の応急対策業務取組一覧表 71

【第 9 号の 1～4】重機・資材・緊急対応関係様式集 72
【様式　第 10 号】資本・人的関係のある関連業者届出書 79
【添付書類ア】同意書 81
【添付書類イ】暴力団排除に関する誓約書 82
【添付書類イの 2 の 1】役員等調書 83
【添付書類ウの 1】 84
【添付書類ウの 2】独占禁止法遵守マニュアルに関する誓約書 85
【添付書類エ】障害者雇用状況調べ 86
【添付書類オ】労働保険料納付証明書 87
【添付書類カ】社会保険料確認書 88
【添付書類キ】 89
【作成例】大規模災害協定の証明書 90
【作成例】労働災害防止への取組に係る証明書 91
提出書類チェックリスト 92

第１　入札参加資格審査

和歌山県が発注する建設工事の条件付き一般競争入札への参加を希望する方は、入札参加資格審査の申請を行い、資格の認定を受けていただく必要があります。

申請に際しては、事前に準備していただく書類等がありますので、9 ページの「申請に必要な書類（提出書類、添付（提示）書類）」に従って準備してください。

申請書の記入方法については、15 ページの「入札参加資格審査申請書の記入要領」に従って記入し、事前準備いただいた書類と併せて提出してください。

なお、令和 4・5 年度定期受付から「独占禁止法の遵守体制の整備」の要件を満たしていない場合には A ランクになれない取扱いを行っている点にもご注意ください。

また、資格の有効期間中（令和 8 年 6 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日）に「追加受付」を 6 回行います。

受付に関する日程の概要は以下のとおりとなっています。

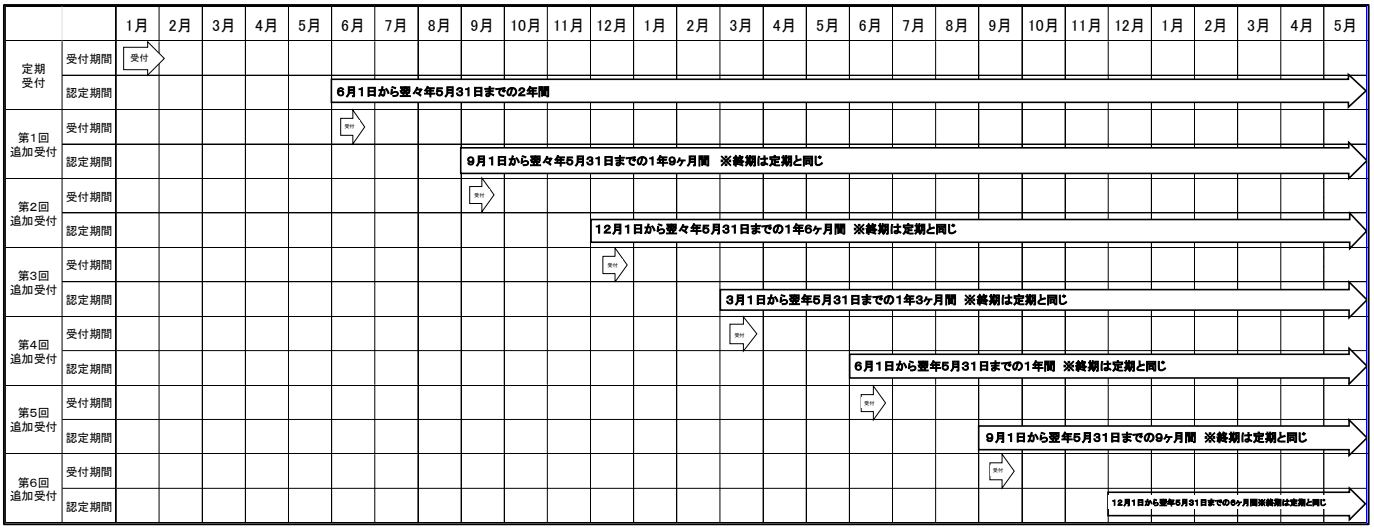

審査基準日等については手引き 42 ページの「別表１」をご確認の上、申請してください。

第２　入札参加に必要な資格

審査を受けるためには、次の１から４までの要件全てを備えていなければなりません。

１　申請する業種について、建設業法の許可を受けていること。

２　建設業の許可における主たる営業所の所在地が、和歌山県内であること。

３　申請する業種について、特別な場合を除き、別表１　審査基準日等一覧表（以下、別表１とする）の受付の区分の行に掲げるそれぞれの受付に応じた総合評定値通知書の行に掲げる期間に審査基準日が含まれる経営事項審査を受け、総合評定値の通知を受けていること（又は経営事項審査を受け総合評定値の通知を受ける見込みがあること。）

４　次のアからツまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「地方自治法施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。

イ　地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号に規定する事実に該当した後、2 年が経過しない者

【参考】地方自治法施行令

第 167 条の 4　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1)　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2)　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4)　地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5)　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(6)　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

ウ　県が課する税の全税目又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号）第 33 条第 1 項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

エ　経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ　会社更生法第 17 条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第 21 条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第 33 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの

カ　入札参加資格審査申請書（県内建設業者）又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者

キ　セの許可に係る申請者又は申請者の役員等（法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴をされ、刑が確定している者又はその刑の執行が終了し、若しくはその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ク　和歌山県内の公共機関（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条に規定する贈賄罪

が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者

ケ　和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者

コ　ク又はケのいずれかに該当した後、審査基準日時点で1年を経過しない者

サ　申請者、申請者の役員等、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人又は法定代理人が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

シ　申請者の法定代理人が法人である場合において、その役員等が、和歌山県暴力団排除条例第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ス　カ、サ又はシに該当することを理由に競争入札の参加資格を取り消された後、その取消しの日から5年を経過しない者

セ　申請する建設工事について、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けていない者

ソ　セの許可における主たる営業所の所在地が、和歌山県内でない者

タ　申請時点で申請する建設工事について、有効な法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「有効な経営事項審査」という。）を受けていない者

チ　有効な経営事項審査に係る法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知における工事種別の平均完成工事高が「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「電気」、「管」、「鋼構造物」、「舗装」、「塗装」、「防水」、「機械器具設置」、「電気通信」、「造園」、「建具」、「水道施設」、「消防施設」及び「解体」については250万円以下、「大工」、「左官」、「石」、「屋根」、「タイル・れんが・ブロック」、「鉄筋」、「しゅんせつ」、「板金」、「ガラス」、「内装仕上」、「熱絶縁」、「さく井」及び「清掃施設」については0円である者。

ツ　次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

第３　受付場所及び受付期間

1　持参の場合

(1)　受付場所

主たる営業所を管轄する各振興局建設部又は海南工事事務所

(2)　受付期間

別表１の受付の区分の行に掲げるそれぞれの受付に応じた受付期間の行に掲げる期間。ただし和歌山県の休日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を除く。

(3)　受付時間

原則として和歌山県の業務時間としますが、混雑緩和のため各振興局建設部又は海南工事事務所から時間調整をお願いすることがあります。

2　郵送の場合

(1)　宛先

主たる営業所を管轄する各振興局建設部又は海南工事事務所

(2)　受付期間

別表１の受付の区分の行に掲げるそれぞれの受付に応じた受付期間の行に掲げる期間

(3)　注意事項

申請書（控）を返送するための「宛先を記入して必要な額の切手を貼り付けた封筒」を同封して、書留郵便により提出してください。
また、提示書類については、全て写しを同封してください（県で確認後に裁断して廃棄します。）。

第４　入札参加資格審査における審査基準日

別表１の受付の区分の行に掲げるそれぞれの受付に応じた審査基準日の行に掲げる日

第５　対象となる総合評定値通知書

特別な場合を除き、別表１の受付の区分の行に掲げるそれぞれの受付に応じた総合評定値通知書の行に掲げる期間に審査基準日が含まれる総合評定値通知書

第６　認定期間

別表１の受付の区分の行に掲げるそれぞれの受付に応じた資格認定期間の行に掲げる期間

第７　問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号	所在地
県庁　県土整備部　技術調査課　建設業班	073-441-3069	和歌山市小松原通 1-1
海草振興局　建設部　総務調整課	073-488-1705	和歌山市森小手穂 227
海草振興局建設部　海南工事事務所　総務用地課	073-483-4824	海南市南赤坂 19
那賀振興局　建設部　総務調整課	0736-61-0028	岩出市高塚 209
伊都振興局　建設部　総務調整課	0736-33-4937	橋本市市脇 4-5-8
有田振興局　建設部　総務調整課	0737-64-1267	有田郡湯浅町湯浅 2355-1
日高振興局　建設部　総務調整課	0738-24-2918	御坊市湯川町財部 651
西牟婁振興局　建設部　総務調整課	0739-26-7960	田辺市朝日ヶ丘 23-1
東牟婁振興局　串本建設部　総務用地課	0735-62-3869	東牟婁郡串本町サンゴ台 783-8
東牟婁振興局　新宮建設部　総務調整課	0735-21-9652	新宮市緑ヶ丘 2-4-8

■　受付時間は、９：００から１２：００及び１３：００から１７：４５です。
（和歌山県の休日を除く。）

第８　申請に必要な書類（提出書類、添付（提示）書類）

1　提出書類

(1)　入札参加資格審査申請書（県内建設業者）（様式第 1 号）
(2)　地方基準点数等一覧表（様式第 2 号）
(3)　建設キャリアアップシステム登録者一覧表（様式第 3 号）
（該当者がいない場合は、提出不要）
(4)　建設業関連学科新規卒業者雇用一覧表（様式第 4 号）
（該当者がいない場合は、提出不要）
(5)　技術職員・CPD 取得者数一覧表（様式第 6 号）
(6)　職員名簿（技術職員以外）（様式第 7 号）
（該当者がいない場合は、提出不要）
(7)　大規模災害時の応急対策業務取組一覧表（様式第 8 号）
（該当がない場合は提出不要）
(8)　重機・資材・緊急対応関係様式集
（該当がない場合は提出不要）
・【様式　第 9 号の 1】確約書兼誓約書
・【様式　第 9 号の 2】災害時等対応重機及び運転者調書
・【様式　第 9 号の 3】災害時対応仮設資材調書
(9)　資本・人的関係のある関連業者届出調書（様式第 10 号）

2　添付（提示）書類

(1)　**総合評定値通知書の写し**
【期間】別表１の受付の区分の行に掲げるそれぞれの受付に応じた総合評定値通知書の行に掲げる期間に審査基準日が含まれる総合評定値通知書
（申請時に通知書が届いていない場合には、経営規模等評価申請書の控え全部の写し（受付印のあるもの））

(2)　和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書（添付書類キ）
【基準日】別表１　2-1 参照

※令和 6・7 年度定期受付から県税の納税証明書の添付は不要となりました。
※基準日時点での未納の有無について、技術調査課から税務担当部署に照会します。

消費税及び地方消費税の納税証明書（原本）
【期間】別表１　2-2 参照

※　期間の限定のない次のいずれかを提出。
○　「その 3」（税目を「消費税及び地方消費税」と指定すること。）
○　「その 3 の 2」（個人事業主用。税目の指定は不要。）
○　「その 3 の 3」（法人用。税目の指定は不要。）
※　期間の限定がある「その 1」ではありません。
※　電子納税証明書も利用できます。詳細は下記ホームページをご覧ください。
https://www.e-tax.nta.go.jp/

(3)　審査対象となる経営規模等評価申請を行った際の損益計算書の写し（法人の場合は完成工事原価報告書の写し）

(4)　同意書（添付書類ア）
※　行政書士に委任している場合でも本人が内容を確認すること。

(5)　暴力団排除に関する誓約書（添付書類イの 1）
※　行政書士に委任している場合でも本人が内容を確認すること。

(6)　役員等調書（添付書類イの 2 の 1）
※　株主が取締役である場合は「取締役・株主等」と並記してください。
※　行政書士に委任している場合でも本人が内容を確認すること。

＜以下は該当する申請者のみ添付してください＞

(7)　独占禁止法の遵守体制の整備の有無について
○　独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書（添付書類ウの 1）
※　参加した研修会（講習会）資料の写し（3 枚まで）を付けること。（独占禁止法に関する研修会（講習会）とわかる受講証明書があれば、受講証明書のみの添付とできる。）
○　「独占禁止法の遵守体制の整備」に係る評価基準に基づく独占禁止法遵守マニュアルの写しの添付。ただし、次の両方を満たす場合には、省略できる。
※　継続申請（様式第 1 号項目 4 が「1」）で令和 4・5 年度以降に「独占禁止法遵守体制の整備」で加点を受けていること
※　独占禁止法遵守マニュアルに変更がないときには、変更がないことについての誓約書（添付書類ウの 2）を提出すること（報告書及び資料の写しの提出は必要）

(8)　暴力団等排除への取組の有無について
公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習に係る受講修了書（和歌山県公安委員会が発行）の写し

(9)　大規模災害時の応急対策業務の取組の有無

和歌山県知事又は和歌山県内市町村と団体が大規模災害協定を締結している場合、申請者がその団体に加入し、協定の中で大規模災害時の応急対策業務に一定の役割を果たすことに同意する証明書の原本（加入団体発行のもので、審査基準日時点に加入していることを証明したもの）

(10)　ISO9000 シリーズの認証取得の有無

登録証等の写し

(11)　ISO14000 シリーズの認証取得の有無

登録証等の写し

(12)　エコアクション 21 の認証取得の有無

認証・登録証等の写し

(13)　産業廃棄物の処理体制の有無

次に示す書面のうち該当するもの

○　産業廃棄物処分業許可証の写し

○　産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

○　　建設廃棄物処理委託契約書の写し（ただし、処分に係るものに限る）

【期間】別表１　12-4 参照

(14)　建設キャリアアップシステム登録者数の有無

○　様式第 3 号に記載した者の、一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムに登録されていることを証する書面（建設キャリアアップカード、能力評価結果通知書等）の写し

(15)　建設業労働災害防止協会の会員である場合

審査基準日において申請者がその団体の会員であることの証明書の原本（加入団体発行のもの）

(16)　常時雇用者の確保

【様式第 6 号】、【様式第 7 号】に記載された者を常勤で雇用していることを確認するため、14 ページ『3　常勤確認書類の a から d までのいずれか一組』

(17)　常時雇用者の確保

各対象区分に該当する者を確認するための次に示す書面

○　若年者又は女性職員（下記のうちいずれか１つ）

・　建設キャリアアッップシステムにおける技能者情報（帳票１－１）

・　雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し

・　健康保険・厚生年金保険被保険者証標準報酬決定（改定）通知書の写し

※　常勤確認書類として提出済みの場合には省略できる。

○　ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父）（下記のうちいずれか１つ）

・　児童扶養手当証書

・　ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証

・　民生委員の証明書

○　保護観察対象者
・　和歌山保護観察所の発行する証明書の写しの提示
（対象者の氏名がわかるもの。）

○　審査基準日以前 2 年の間に市町村民税が非課税であった者で、審査基準日まで連続して雇用されている者
・　市町村の発行する直近の市町村民税非課税証明書の写し。

(18)　障害者雇用の有無

○　法定義務建設業者（常時雇用者数 40 人（令和 8 年 7 月以降は **37.5** 人）以上）については直近の障害者雇用状況報告書の写し（管轄公共職業安定所の確認印（受付印）のあるもの。）又は電子申請の到達確認画面の写し（受付印不要）

○　非法定義務建設業者については障害者雇用状況調べ（添付書類エ）の原本及び以下の２点を添付。

○　障害者雇用状況調べ（添付書類エ）に記載した方の手帳の写しの提示（氏名と等級（程度）が記載されたもの）

○　審査基準日時点で雇用していることが分かる書面の写し 14 ページ『3　常勤確認書類のｂ又はｃ』）の提示

(19)　建設業関連学科新規卒業者雇用の有無

様式第４号に記載した新規卒業者職員の卒業証書又は卒業証明書の写し

※　【様式第 6 号】、【様式第 7 号】で添付していない者については、14 ページ『3　常勤確認書類のａからｄまでのいずれか一組』

※　常勤確認書類で卒業後 1 年未満の間に雇用したことが確認できない場合には確認できる書面（例：標準報酬決定通知書の発行日が卒業後 1 年を越えている場合には加入日が分かる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）等）の写し等）

(20)　女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合

和歌山労働局の受付印があるものの写し

(21)　次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合

和歌山労働局の受付印があるものの写し

(22)　わかやま健康推進事業所の認定を受けている場合

認定証の写し

(23)　就業規則等で完全週休二日制を規定し、労働基準監督署に届け出ている場合

労働基準監督署の受付印のある就業規則等の写し

(24)　優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）の有無

受賞者を審査基準日時点で雇用していることがわかる書面の写し

※　【様式第 6 号】、【様式第 7 号】で添付していない者については、14 ページ『3　常勤確認書類のａからｄまでのいずれか一組』

(25)　合併等の特別加算の有無

【期間】別表１　23 参照
建設業法の許可を受けている者と合併し、又は建設業法の許可を受けている者から事業譲渡を受けた者は、これらを証明する書面の写し

(26)　労働保険に加入義務があり、加入し、保険料が未納でない場合
○　労働保険料納付証明書（1 部提出）

○　「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し

(27)　審査対象となる経営事項審査時点では労働保険に未加入であったが、その後加入した場合
「様式第１号　労働保険 保険関係成立届」の写し

(28)　社会保険に加入義務があり、加入し、保険料が未納でない場合
社会保険料納入確認書（2 部提出）

(29)　審査対象となる経営事項審査時点では社会保険に未加入であったが、その後加入した場合
「適用通知書」の写し

(30)　審査対象となる経営規模等評価申請を行った際に提出した「技術職員名簿（別紙二）」の写し（知事許可業者は県の受付印のあるもの）
※　常勤確認書類を省略する場合に提出すること。

(31)　登録基幹技能者講習修了証

(32)　CPD 推奨単位数取得の証明書
原本又は写し

(33)　行政書士に申請を委任している場合には委任状
原本又は写し

(34)　重機・資材・緊急対応関係添付書類

○　【様式第 9 号の 4】　災害時等緊急対応実績（申請・認定）書（原本又は写し）

○　「災害時等緊急対応への貢献」については、重機・資材・緊急対応関係様式集の中の該当書類

3　常勤確認書類（下記ａからｄまでのいずれか1組）

ａ　建設キャリアアップシステムに登録している場合
○技能者情報（帳票１－１）※直近のもの
※ 対象者の個人情報がわかる部分はマスキング（黒塗り）したうえでご提出ください。

ｂ　社会保険に加入している場合
○健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入された方については、健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書）の写し
※　事業所整理記号、事業所番号、被保険者整理番号及び基礎年金番号にはマスキング（黒塗り）をしたうえでご提出ください。

ｃ　社会保険に加入していないが雇用保険に加入している場合
○　雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
○　雇用保険被保険者資格喪失届等の写し
※　両方提出すること。
※　「短時間」や「パート」等の記載がある場合には正規雇用に切り替えたことを確認できる書面（労働契約書及び労働条件通知書など）を併せて提出すること。
※　被保険者番号にはマスキング（黒塗り）をしたうえでご提出ください。

ｄ　雇用保険に加入できない場合
○　審査基準日以前の６か月以降の源泉徴収簿又は賃金台帳等の写し
※　給与が月額８万円未満である場合は専従者であることが確認できる書面（直近の確定申告等）
※　雇用保険に加入できない正当な理由が不明確な場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

※　ａからｄは、障害者雇用及び建設業関連学科新規卒業者雇用の加点対象となっている者を除き、審査対象の経営事項審査の「技術者名簿（別紙二）」に記載されている者については省略できる。

4　留意事項

審査の対象となる職員

以下の全ての条件を満たす職員を審査の対象とする。

○　書面で常勤（パート、アルバイト、期間を定めた雇用、日雇い等を除く正規雇用を言います。）であることを確認できること。
（常勤確認書類については 14 ページ『3　常勤確認書類のａからｄまでのいずれか一組』）
○　給与が月額８万円以上であること。（専従者は除く。）
○　営業所又は工事現場において、1 か月のうち概ね 15 日以上建設業に関係する業務に従事していること。

※　労働関係法令の規定に違反している場合、審査の対象外となります。
※　添付書類である「労働保険料納付証明書」、「社会保険料納入確認書」については、申請者の欄のみ記載したものを入札参加申請時に提出書類と共に提出とし、後日、技術調査課から和歌山労働局、日本年金機構管轄年金事務所にまとめて提

出します。詳細は 36 ページ、39 ページを参照。

※　和歌山県外の労働局又は年金事務所に納付されている方は、和歌山県で取りまとめできませんので、ご自身で当該労働局又は年金事務所から納付証明書を取得して提出してください。

5　提出部数　申請書３部（各種様式を含む）（添付（提示）書類　1 部）

正本　1 部
副本　1 部（正本のコピー可）
控え　1 部（正本のコピー可）
添付書類　1 部

※　クリップ留めとすること。（ホッチキス不可。）
※　92 ページのチェックリストの順に並べ正本とともに提出すること。
※　郵送の場合には、申請書（控）を返送するための「宛先を記入して必要な額の切手を貼り付けた封筒」及び提示書類全ての写し（県で確認後に裁断して廃棄します。）を同封してください。

第９　入札参加資格審査申請書の記入要領

1　申請書は、必ず県の指定の様式（Ａ４版、コピー可）を使用してください。
2　黒のボールペンで記入してください。

※　パソコン等で印刷したものでもかまいません。
※　誤って記入した場合は、修正液等で修正してください。

3　記入については、以下の各項目についての説明を読み、57 ページ以降の記入例を参考にしてください。

【様式第１号】入札参加資格審査申請書

(1)　「主たる営業所の所在地」及び「商号又は名称」
建設業許可申請書に記載しているとおり記入してください。

(2)　「代表者役職氏名」
法人の場合は役職名と氏名の両方を記入し、個人の場合は氏名のみを記入してください。

(3)　「申請事務担当者名・連絡先」
申請事務の内容を把握している方（当該申請について質問に答えられる方）の氏名及び連絡先を記入してください。

(4)　「申請手続（代理人・代行者）名・連絡先」
行政書士が書類を作成したときに、行政書士であることを明記してください。
（記名と職印押印及び「行政書士への委任状」を添付書類として提出）

「1　受付番号」
行政庁記入欄ですので、申請者は記入しないでください。

「2　許可番号」
建設業法の許可番号を記入してください。
大臣・知事コードは、大臣許可は「00」を、知事許可は「30」を記入してください。

「3　代表者の役職名」

法人の場合は、建設業許可申請書類の旧様式の別表又は新様式の別紙１に記載したものと同じ代表者の役職名のみを記入してください。
（記入例：代表取締役、取締役社長、代表取締役社長）
個人業者の場合は記入しないでください。

「4　新規申請・継続申請の別」

審査基準日において入札参加資格を有している方は継続申請「1」を、今回初めて入札参加を申請する方（過去に入札参加していたが、申請日時点でその資格を喪失している方を含む。）は、新規申請「2」を記入してください。

「5　許可業種」

建設業法の許可を受けている業種の欄に、一般許可の場合は「1」を、特定許可の場合は「2」を記入してください。

「6　経営事項審査受審業種」

経営事項審査を受けている業種の欄に「1」を記入してください。また、下欄にはこの経営事項審査に係る審査基準日を記入してください。

「7　資格審査申請業種」

入札参加の資格審査を申請する業種の欄に「1」を記入してください。
資格審査を申請することができる業種は、次の条件を満たしている場合に限られます。

(1)　建設業法の許可を受けている業種であること
(2)　経営事項審査を受けている業種であること
(3)　審査対象となる総合評定値通知書の審査基準日において２年又は３年平均の完成工事高が「土木一式」「建築一式」「とび・土工・コンクリート」「電気」「管」「鋼構造物」「舗装」「塗装」「防水」「機械器具設置」「電気通信」「造園」「建具」「水道施設」「消防施設」「解体」については250万円、「大工」「左官」「石」「屋根」「タイル・れんが・ブロック」「鉄筋」「しゅんせつ」「板金」「ガラス」「内装仕上」「熱絶縁」「さく井」「清掃施設」については０円を超えていること。

【様式第２号】地方基準点数等一覧表

「商号又は名称」は、様式第１号の「商号又は名称」と同じです。

「1　許可番号」

様式第１号の「2　許可番号」と同じです。

「２　和歌山県税、消費税及び地方消費税の未納の有無」

和歌山県税又は消費税及び地方消費税の未納税額がある場合は「1」を、両方に未納が無い場合は「0」を記入してください。
※　未納がある場合には入札参加資格を得ることができません。

添付書類

◆　和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書
※令和６・７年度定期受付から県税の納税証明書の添付は不要となりました。

※基準日時点での未納の有無について、技術調査課から税務担当部署に照会します。
【基準日】別表１　2-1 参照

◆ 消費税及び地方消費税の納税証明書（原本）
【期間】別表１　2-2 参照

※　期間の限定のない次のいずれかを提出
○　「その 3」（税目を「消費税及び地方消費税」と指定すること）
○　「その 3 の 2」（個人事業主用。税目の指定は不要。）
○　「その 3 の 3」（法人用。税目の指定は不要）
※　期間の限定がある「その 1」ではありません。
※　電子納税証明書も利用できます。詳細は下記ホームページをご覧ください。
https://www.e-tax.nta.go.jp/

「3　独占禁止法の遵守体制の整備の有無」

審査基準日において総合点数算定取扱い基準に規定する別に定める評価基準に基づく独占禁止法遵守マニュアルを作成しており、研修・講習会等を参加又は実施している場合は「1」を、していない場合は「0」を記入してください。

添付書類

◆ 独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書
【期間】別表１　3-2 参照

受講した社外研修又は社内研修について記入してください。

◆ 独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書に記入した研修（講習）会で使用した資料の写し（3 枚まで）
【期間】別表１　3-2 参照

独占禁止法に関する研修会（講習会）を受講したとわかる証明書があれば、受講証明書のみの添付でかまいません。

◆ 独占禁止法遵守マニュアル
和歌山県が示すマニュアル例に記載の文言や文章等の表現に関して、実情に合わせて適宜、変更等を行い、作り替えていただいてかまいません。
次の両方を満たす場合には省略できます。

○ 継続申請（様式第 1 号項目 4 が「1」）で令和 6・7 年度以降に「独占禁止法遵守体制の整備」で加点を受けていてかつ、独占禁止法遵守マニュアルに変更がないとき

○ 独占禁止法遵守マニュアルに変更がないことについての誓約書（添付書類ウの 2）を提出すること
（報告書及び資料の写しの提出は必要）

「4　暴力団等排除への取組の有無」

審査基準日において不当要求防止責任者を選任しており、なおかつ和歌山県公安委員会か

ら委託を受けて公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 14 条第 2 項に規定する講習）を受講した場合は「1」を、受講していない場合は「0」を記入してください。

添付書類

◆　公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習に係る受講修了書（和歌山県公安委員会が発行）の写し

【期間】別表１　4 参照

「5　災害時等対応重機の所有の有無」

審査基準日において総合点数算定取扱い基準に規定する別に定める評価基準に該当し、評価対象となる対応重機等を所有している場合は各々に台数を記入し、所有していない場合は「0」を記入してください。

添付書類

◆　重機・資材・緊急対応関係様式集の中の該当書類

「6　災害時対応仮設資材の所有の有無」

総合点数算定取扱い基準に規定する別に定める評価基準に該当し、評価対象となる対応資材を所有している場合は各々に数量を記入し、所有していない場合は「０」を記入してください。

添付書類

◆　重機・資材・緊急対応関係様式集の中の該当書類

「7　大規模災害時の応急対策業務の取組の有無」

審査基準日において総合点数算定取扱い基準に規定する別に定める評価基準に該当する協定を締結している団体の会員で、その協定に同意した場合は「１」を、そうでない場合は「０」を記入してください。

①　和歌山県知事と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結（建設業関連業務で技術調査課長が認めるものに限る。）している団体（建設業を主として営む一般社団法人）の会員で、その協定に同意する場合は「１」を記入してください。

②　和歌山県内市町村と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結している一般社団法人等の団体の会員で、その協定に同意する場合は「２」を記入してください。

③　①及び②の両方に該当する場合には「3」を記入してください。

④　いずれでもない場合は「０」を記入してください。
（「１」又は「3」を記入した場合は様式第８号の提出が必要です。）

添付書類

◆ 和歌山県知事又は和歌山県内市町村と団体が大規模災害協定を締結している場合、申請者がその団体に加入し、協定の中で大規模災害時の応急対策業務に一定の役割を果たすことに同意する証明書の原本（加入団体発行のもので、審査基準日において加入していることを証明したもの。「3」を記入した場合には両方の団体から証明を受けて下さい。）証明書の作成例を 95 ページに示しています。

「8　災害時等緊急対応への貢献の有無」

別表１に掲げる資格審査に係る期間において総合点数算定取扱い基準に規定する別に定める評価基準に該当し、評価対象となる災害時等緊急対応工事（緊急工事、維持工事、その他）の実績がある場合はその件数を記入し、ない場合は「０」を記入してください。

添付書類

◆ 重機・資材・緊急対応関係様式集の中の該当書類（様式　第 9 号の 4）で認定されたものの原本又は写し

【期間】別表１　８参照

「9　ISO9000 シリーズの認証取得の有無」

審査基準日において ISO9000 シリーズの認証を取得している場合は「1」を、していない場合は「0」を記入してください。

※　経営事項審査で「有」となっていなくても申請できます。

添付書類

◆ ISO9000 シリーズの認証取得を証明する登録証等の写し

※和歌山県内にある営業所すべてが認証範囲に含まれていることが必要です。

「10　ISO14000 シリーズの認証取得の有無」

審査基準日において ISO14000 シリーズの認証を取得している場合は「1」を、していない場合は「0」を記入してください。

※　経営事項審査で「有」となっていなくても申請できます。

添付書類

◆ ISO14000 シリーズの認証取得を証明する登録証等の写し

※　和歌山県内にある営業所すべてが認証範囲に含まれていることが必要です。

「11　エコアクション 21 の認証取得の有無」

審査基準日においてエコアクション 21 の認証を取得している場合は「1」を、していない場合は「0」を記入してください。

※　10 の ISO14000 シリーズに「1」を記入している場合は、「×」と記入してください。

添付書類

◆　エコアクション 21 の認証取得を証明する認証・登録証等の写し

「12　産業廃棄物の処理体制の有無」

審査基準日において下記に該当する場合は対応する数字を、該当しない場合は「０」と記入してください。

○　産業廃棄物処分業の許可を得て処分業を行っている場合は「1」を記入してください。

○　産業廃棄物収取運搬業の許可を受けており、かつ産業廃棄物処分業の許可を受けている者と処分に係る委託契約を行っている場合は「２」を記入してください。
【期間】別表１　12-4 参照

○　審査基準日の前日までの１年間において処分に係る委託契約を行っている場合は「３」を記入してください。
【期間】別表１　12-4 参照

○　収集運搬業の許可を受けている場合は「４」を記入してください。

添付書類

	「1」	「2」	「3」	「4」
◆　産業廃棄物処分業許可証の写し	提出	―	―	―
◆　産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	―	提出	―	提出
◆　建設廃棄物処理委託契約書の写し （別表１　12-4 に該当する期間のうち、代表的なもの１件分） ※　マニフェストは不可	―	提出	提出	―

「13　建設キャリアアップシステム登録者数の有無」

審査基準日において一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステム登録者を常勤で雇用している人数を記入し、雇用していない場合は「0」を記入してください。（雇用している場合は、様式第 3 号の提出が必要です。）

添付書類

◆　審査基準日時点において常勤で雇用していることが分かる書面の写し（14 ページ『3 常勤確認書類』のａからｄまでのいずれか一組）

※　審査対象となる経営規模等評価申請書の控えの中の「技術職員名簿（別紙二）」の写し（知事許可業者は県の受付印のあるもの）に記載されている方は、「技術職員名簿（別紙二）」の写しを添付することで常勤確認書類を省略できます。

「14　労働災害防止への取組の有無」

審査基準日において建設業労働災害防止協会の会員である場合は「1」を、会員でない場合は「0」を記入してください。

添付書類

◆ 申請者が会員であることの証明書の原本（加入団体発行のもので、審査基準日時点に加入していることを証明したもの）

※ 証明書の作成例を 91 ページに示しています。

「15　常時雇用者の確保」

審査基準日において建設業に従事する職員数を記入してください。

○ 「技術職員・CPD 取得者数一覧表（様式第 6 号）」

○ 「職員名簿（技術職員以外）（様式第 7 号）」

の２つに記入した人数の合計を記入してください。
なお、次の条件を全て満たしている必要があります。

○ 書面で常勤（パート、アルバイト、期間を定めた雇用、日雇い等を除く正規雇用をいう。）であることが確認できること（14 ページ『3　常勤確認書類』を参照してください。）

○ 給与が月額 8 万円以上であること（専従者は除く。）

○ 営業所又は工事現場において、1 か月のうち概ね 15 日以上建設業に関係する業務に従事していること

※ 労働関係法令の規定に違反している場合、審査の対象外となります。
※ 経営事項審査と異なり「6 か月前から雇用していること」は必要ありません。
※ 加点の上限は 30 名です。

添付書類

◆ 技術職員・CPD 取得者数一覧表（様式第 6 号）

◆ 職員名簿（技術職員以外）（様式第 7 号）

※ 該当がない場合又は技術職員のみで 30 名以上の場合には提出不要

◆ 審査基準日時点において常勤で雇用していることが分かる書面の写し（14 ページ『3 常勤確認書類』のａからｄまでのいずれか一組）

※ 審査対象となる経営規模等評価申請書の控えの中の「技術職員名簿（別紙二）」の写し（知事許可業者は県の受付印のあるもの）に記載されている方は、「技術職員名簿（別紙二）」の写しを添付することで常勤確認書類を省略できます。

「15-2　常時雇用者の確保」
（若年者、女性職員、ひとり親、保護観察対象者、市町村民税非課税者）

審査基準日において建設業に従事する職員数として、「技術職員・CPD 取得者数一覧表（様式第 6 号）」及び「職員名簿（技術職員以外）（様式第 7 号）」に記載した者のうち、次の対象区分に該当する人数を記入してください。

○　若年者（審査基準日において満年齢 35 歳未満の者）

○　女性職員

○　ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父）

○　保護観察対象者

○　審査基準日以前２年の間に市町村民税が非課税であった者で、審査基準日まで連続して雇用されている者

※　加点の上限は 4 名です。
※　若年者、女性職員、ひとり親、保護観察対象者、市町村民税非課税者の重複算定は認められません。（1 名で 5 点を超える加点にはなりません。）
※　新たに「技術職員・CPD 取得者数一覧表（様式第 6 号）」及び「職員名簿（技術職員以外）（様式第 7 号）」に記載した者である必要はありません。
※　技術職員以外の職員も対象となります。

添付書類

◆　若年者又は女性職員（いずれか１つの写し）
・　雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
・　健康保険・厚生年金保険被保険者証標準報酬決定（改定）通知書の写し
※　常勤確認書類として提出済みの場合は省略できます。
この場合は該当者の生年月日又は性別欄を○で囲む、マーカーで印を付けるなどしてください。（若年者については「技術職員名簿（別紙二）」の写しでも可）

◆　ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父）（いずれか１つの写し）
・　児童扶養手当証書
・　ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証
・　民生委員の証明書

◆　保護観察対象者
・　和歌山保護観察所の発行する証明書の写し（対象者の氏名がわかるもの）を提示してください。なお、この提示書類はその場でお返しします。

◆　審査基準日以前２年の間に市町村民税が非課税であった者で、審査基準日まで連続して雇用されている者
・　市町村の発行する直近の市町村民税非課税証明書の写し

「16　障害者雇用の有無」

審査基準日において次のいずれかに該当する場合には「1」を、しない場合は「0」を記入してください。（詳細は、36 ページを読んで下さい。）

○　法定義務建設業者（常時雇用者数 40 人（令和 8 年 7 月以降は 37.5 人）以上）の場合法定雇用率（2.5%（令和 8 年 7 月以降は 2.7%）以上）を達成するために必要な雇用者数に 1 を加えた人数以上雇用しているとき

○　非法定義務建設業者の場合‥1 名以上雇用しているとき

添付書類

◆ 法定義務建設業者 40 人（令和 8 年 7 月以降は **37.5** 人）以上）について
直近の障害者雇用状況報告書の写し（管轄公共職業安定所の確認印（受付印）のあるもの）

※ 電子申請の場合、到達確認画面の写しで代用できます。（受付印不要）

◆ 非法定義務建設業者について（手帳の写しはその場でお返しします）
- 障害者雇用状況調べ（添付書類エ）に記載した方の手帳の写し（氏名と等級（程度）のわかる部分）の提示
- 審査基準日時点で常勤で雇用していることが分かる書面の写し（14 ページ『3　常勤確認書類』のｂ又はｃ）

「17　建設業関連学科新規卒業者雇用の有無」

44 ページの別表 2 に掲げる学科を修めて卒業した後、1 年未満の間に雇用し、かつ審査基準日まで常勤として連続して雇用している者の人数を記入し、雇用していない場合は「0」を記入してください。（雇用している場合は、様式第 4 号の提出が必要です。）

○　高等学校等を卒業した者を雇用した場合
【期間】別表１　17-2 参照

○　大学（短期大学、高等専門学校、専修学校を含む。）を卒業した場合
【期間】別表１　17-3 参照

※ 「15-2　常時雇用者の確保（若年者、女性職員、ひとり親、保護観察対象者、市町村民税非課税者）」との重複が可能です。

添付書類

◆ 様式第 4 号に記載した新規卒業者職員の卒業証書又は卒業証明書の写し

◆ 卒業後 1 年未満の間に雇用し、審査基準日まで引き続き常勤で雇用していることが分かる書面（加入日のわかるもの）の写し （14 ページ『3　常勤確認書類』のａからｄまでのいずれか）

「18　次世代育成支援等への取組の有無」

審査基準日において女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し届出を行っている場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し届出を行っている場合又は「わかやま健康づくりチャレンジ運動」に登録し、「わかやま健康推進事業所」の認定を受けた場合は「1」を、行っていない場合は「0」を記入してください。

添付書類

◆ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し（和歌山労働局の受付印があるもの）

◆ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し（和歌山労働局

の受付印があるもの）

◆　「わかやま健康推進事業所」の認定証の写し

「19　完全週休二日制への取組の有無」

審査基準日において就業規則等で完全週休二日制を規定し、労働基準監督署に届け出ている場合は「1」を、いない場合は「0」を記入してください。

なお、完全週休二日制とは「毎週必ず 2 日間の休みがある制度」を指します。

【例】休日を「土曜日及び日曜日」と定めている

※休日は必ずしも連続していることを要しません。

※週によって曜日が異なっても差し支えありません。

※２日間の休みに祝日を含めても差し支えありません。

【参考】

「モデル就業規則について」（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html

添付書類

◆　労働基準監督署の受付印のある就業規則等の写し

「20　県工事の有無」

和歌山県が発注した工事（当初の契約額が 250 万円未満の随意契約を除く。）のうち、竣工検査を受けた工事があれば「1」を、なければ「0」を記入してください。

【期間】別表１　20 参照

「20-2　新たに加点を希望する高得点工事の有無」

総合点数算定取扱い基準に規定する工事があり、新たに加点を希望する工事がある場合は「1」を、該当がない場合は「0」を記入してください。

また、「1」を記入した場合は下段の『今回添付内容』に業種（複数業種ある場合は併記してください。）及び合計件数を記入してください。

【期間】別表１　20-2 参照

※　既に加点済みのものは、提出不要です。

※　申請のあった加点対象の工事は全て記録しますが、加点の上限は業種ごとに 60 点です。

添付書類

◆　工事完成検査結果通知書の写し

「21　和歌山県優良工事表彰の有無」

別表１に掲げる資格審査に係る期間において和歌山県優良工事表彰を受賞している場合は「1」を、していない場合は「0」を記入してください。

また、「1」の場合は、下欄に受賞した工事の業種名を記入するとともに受賞件数も記入してください。

【期間】別表１　21 参照

※　申請を行おうとする業種で受賞した場合のみ記入してください。

「22　優秀施工者国土交通大臣顕彰の有無」

審査基準日において過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）を受賞した者を１名以上雇用している場合は「1」を、いない場合は「0」を記入してください。

また、「1」の場合は、下欄に受賞者氏名、受賞職種、受賞時年齢、受賞年度も記入してください。

※　青年優秀施工者不動産・建設産業局長顕彰（建設ジュニアマスター）の受賞者は対象となりません。

添付書類

◆　審査基準日において常勤で雇用していることが分かる書面の写し（14 ページ『3　常勤確認書類』のａからｄまでのいずれか一組）

※　審査対象となる経営規模等評価申請書の控えの中の「技術職員名簿（別紙二）」の写し（知事許可業者は県の受付印のあるもの）に記載されている方は、「技術職員名簿（別紙二）」の写しを添付することで常勤確認書類を省略できます。

「23　合併等の特別加算の有無」

建設業の許可を受けている者と合併、又は建設業の許可を受けている者から事業譲渡を受けた場合で別に定める基準に該当するときは「1」を、そうでない場合は「0」を記入してください。

添付書類

◆　建設業の許可を受けている者と合併し、又は建設業の許可を受けている者から事業譲渡を受けたことを証明する書面の写し

※　令和 6・7 年度以降に加点を受けている場合で、特別加算の期間が残っている場合、特別加算は継続しますので添付書類は必要ありません。

「24　労働保険の保険料完納の有無」

加入し、未納のある場合は「1」を、適用除外、加入及び完納している場合は「0」を記入してください。

添付書類

◆　労働保険料納付証明書（添付書類オ）及び雇用保険適用事業所設置届事業主控

◆　審査対象となる経営事項審査において労働保険に未加入であったが、その後加入している場合、労働保険関係所轄機関へ届け出た「様式第１号　労働保険 保険関係成立届」の写し

「25　社会保険の保険料完納の有無」

加入し、未納のある場合は「1」を、適用除外、加入及び完納している場合は「0」を記入してください。

添付書類

- ◆ 社会保険料納入確認書（2 部提出）
- ◆ 審査対象となる経営事項審査において社会保険に未加入であったが、その後加入している場合、社会保険関係所轄機関から通知された「適用通知書」の写し

「26　CPD 推奨単位取得者数」

審査基準日において 47 ページの別表 4 に掲げる団体から CPD の推奨単位数取得の証明を受けた技術者を常勤で雇用している場合は職員数を記入し、雇用していない場合は「0」を記入してください（雇用している場合は、様式第 6 号への追記が必要です。）。

添付書類

- ◆ 47 ページの別表 4 に掲げる団体が発行した推奨単位数取得の証明書(原本又は写し)

※　団体によって有効な証明期間が異なりますのでご注意下さい。

「27　外注費比率」

審査対象となる経営規模等評価申請において用いた財務諸表における外注費÷完成工事原価×100（小数点第 2 位を四捨五入）を記入してください。

※　個人事業者については損益計算書の、法人については完成工事原価報告書の外注費と完成工事原価を用いて計算してください。

添付書類

- ◆ 審査対象となる経営規模等評価申請において用いた財務諸表の損益計算書の写し（法人の場合は完成工事原価報告書の写し）

「28　異なる許可番号での実績」

平成 12 年 4 月 1 日以降に申請者本人が現在と異なる許可番号で和歌山県と契約した工事の実績がある場合には、契約当時の許可番号を記入してください。

ただし、許可替えによる番号の変更や合併・事業譲渡に伴う承継手続等により番号の変更を行っている場合には記入は不要です。

※　例：許可の更新をせずに有効期間が経過してしまい、新たに許可を取得して許可番号が変わった。
　　→記入が必要

※　例：以前は個人で入札参加していたが、今回は会社で入札参加する。
　　→記入は不要（申請者が個人から法人に変わっている。）

※　例：以前は親が入札参加していたが、今回は子が入札参加する。
　　→記入は不要（申請者が変わっているため本人の実績ではない。）

【様式第３号】建設キャリアアップシステム登録者一覧表

(該当者がいない場合は提出不要です。)

「商号又は名称」は、様式第１号の「商号又は名称」と同じです。

「１　許可番号」

様式第１号の「2　許可番号」と同じです。

「2　建設キャリアアップシステム登録者名簿」

審査基準日において雇用されている者で、常勤の職員のうち、建設キャリアアップシステムに登録されている者について記入してください。

① 「氏名」
姓と名前の間を空けて記入してください。

② 「生年月日」
最初の枠が元号です。（明治：M　大正：T　昭和：S　平成：H）
続いて生年月日をそれぞれの枠内に数字で記入してください。
年月日が一桁の場合は、最初の枠内に「０」を記入してください。
（記入例：昭和 62 年 5 月 15 日であれば、S 6 2 0 5 1 5となります。）

③ 「重複コード」
様式第 6 号「技術職員・CPD 取得者数一覧表」に記載の者と重複している場合は「1」
様式第 7 号「職員名簿（技術職員以外）」に記載の者と重複している場合は「2」
いずれの者とも重複していない場合は「×」を記入してください。

【様式第４号】建設業関連学科新規卒業者雇用一覧表
(該当者がいない場合は提出不要です。)

「商号又は名称」は、様式第１号の「商号又は名称」と同じです。

「１　許可番号」

様式第１号の「2　許可番号」と同じです。

「２　建設業関連学科新規卒業者職員名簿」

44 ページの別表 2 に掲げる学科を修めて卒業した後、１年未満の間に雇用し、かつ審査基準日まで常勤として連続して雇用している者の人数を記入し、雇用していない場合は「0」を記入してください。（申請の上限は４名です。）

【期間】別表１　17-2、17-3 参照

※　大学には、短期大学、高等専門学校、専修学校（国土交通大臣が大学又は短期大学と同等以上と認めた学校）を含みます。

① 「氏名」
姓と名前の間を空けて記入してください。

② 「生年月日」
最初の枠が元号です。（明治：M　大正：T　昭和：S　平成：H）
続いて生年月日をそれぞれの枠内に数字で記入してください。
年月日が一桁の場合は、最初の枠内に「0」を記入してください。
（記入例：昭和 62 年 5 月 15 日であれば、S 6 2 0 5 1 5となります。）

③　「加点業種」の記入

44 ページの別表 2 に掲げる関連学科に対応する業種の『いずれか１つ』に「1」と記入してください。

※　卒業した学科ごとに加点可能な業種が異なります。

※　加点可能な業種が複数あっても、重複算定は行いません。

【様式第６号】技術職員・CPD 取得者数一覧表

「商号又は名称」は、様式第１号の「商号又は名称」と同じです。

「1　許可番号」

様式第１号の「2　許可番号」と同じです。

「2　頁数」

この「技術職員・CPD 取得者数一覧表」が何枚目にあたるのかを記入してください。

最初は、「01」を記入し、順次「02」、「03」、「04」……と記入してください。

「3　技術職員・CPD 取得者数一覧表」

審査基準日において常勤で雇用されている職員で次の条件を全て満たす者について生年月日順（年長者→年少者）に記入してください。

○　書面で常勤（パート、アルバイト、期間を定めた雇用、日雇い等を除く正規雇用をいう。）であることが確認できること（14 ページ『3　常勤確認書類』を参照してください。）。

○　給与が月額８万円以上であること（専従者は除く。）。

○　営業所又は工事現場において、1 か月のうち概ね 15 日以上建設業に関係する業務に従事していること。

※　労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての審査の対象外となります。

※　経営事項審査と異なり「6 か月前から雇用していること」は必要ありません。

①　「氏名」

姓と名前の間を空けて記入してください。

②　「生年月日」

最初の枠が元号です。（明治：M　大正：T　昭和：S　平成：H）

続いて生年月日をそれぞれの枠内に数字で記入してください。

年月日が一桁の場合は、最初の枠内に「0」を記入してください。

（記入例：昭和 62 年 5 月 15 日であれば、S 6 2 0 5 1 5 となります。）

③　「有資格区分コード」

経営規模等評価申請書の記載要領に従って記入してください。

○　記入できる有資格区分コード（45 ページの別表 3）数は最大で 10 までです。

○　同種の資格において、１級と２級の両方を有している等の場合は上位の資格のコー

ド番号のみを記入してください。

※　例：１級土木施工管理技士と２級土木施工管理技士の資格を両方有している者については、１級土木施工管理技士のコード「113」のみを記入してください。

○　有資格数が 6 以上ある場合は、１つ下の行の有資格コードの前の枠内に「＋」と記入し、続いて有資格コードを記入してください。

○　登録基幹技能者の資格を有している場合はコード「064」を記入し、その後の枠において実務経験を有する建設業の種類毎に対応するコードを 2 桁で記入し括弧でくくってください。

※　例：登録機械土工基幹技能者の資格を有している者で土木工事業の実務経験を有する者については「064」（「01」）と記入してください。

○　建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）を用いた認定能力評価基準レベル 4 を得ている場合はコード「704」、同レベル 3 を得ている場合はコード「703」をそれぞれ記入し、その後の枠において実務経験を有する建設業の種類毎に対応するコードを 2 桁で記入し括弧でくくってください。

※　例：認定能力評価基準レベル 4 を得ている者で土木工事業の実務経験を有する者については「704」（「01」）と記入してください。

④　「CPD 推奨単位取得」

47 ページの別表 4 に掲げる団体から推奨単位取得の証明を受けて加点対象としたい方には「1」（上限 5 人）、加点対象としない方には「0」を記入してください。

⑤　「証明団体コード」の記入

47 ページの別表 4 を参照し、記入できる証明団体コードを『1 名につき 1 つ』記入し、その団体からの取得証明書を添付してください。

※　1 名につき 1 団体が上限ですので、1 名で複数の団体から取得証明があっても重複算定は行いません。

※　この様式第 6 号において認められる技術職員は、登録基幹技能者又は建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）を用いた認定能力評価基準レベル 3 以上を得ている者を除き、原則、県へ届け出等を行い、登録されている者に限ります。

※　登録方法（監理技術者資格に関する内容含む）については、申請窓口である振興局建設部（海南工事事務所）の総務調整課（海南工事事務所、串本建設部においては総務用地課）　へお問い合わせください。

添付書類

◆　基幹技能者講習修了証（該当者のみ）
◆　建設キャリアアップシステムにおける技能者情報（帳票１－１）※直近のもの
又は能力評価結果通知書（該当者のみ）

【様式第 7 号】職員名簿（技術職員以外）

（該当者がいない場合又は様式第 6 号に記入した技術職員が 30 名以上の場合で、「15-2　常時雇用者の確保（若年者、女性職員、ひとり親、保護観察対象者、市町村民税非課税者）」にお

ける技術職員以外の申請を行わない場合には提出不要です。）

「商号又は名称」は、様式第１号の「商号又は名称」と同じです。

この名簿には、【様式第６号】〔技術職員・CPD 取得者数一覧表〕に記載されている者以外の職員のうち、次の条件を全て満たす者を記入してください。

○　書面で常勤（パート、アルバイト、期間を定めた雇用、日雇い等を除く正規雇用をいう。）であることが確認できること（14 ページ『3　常勤確認書類』を参照してください。）。

○　給与が８万円以上であること（専従者は除く。）

○　営業所又は工事現場において、1 か月のうち概ね 15 日以上建設業に関係する業務に従事していること

※　労働関係法令の規定に違反している場合、審査の対象外となります。
※　加点の上限は様式第６号に記載されている技術職員と合わせて 30 名までです。
※　様式第６号のみで 30 名以上になった場合で「15-2　常時雇用者の確保（若年者、女性職員、ひとり親、保護観察対象者、市町村民税非課税者）」における技術職員以外の申請を行わない場合、提出していただいても総合点数に影響しません。

【様式第８号】大規模災害時の応急対策業務取組一覧表

（該当がない場合は提出不要です。）

「商号又は名称」は、様式第１号の「商号又は名称」と同じです。

「1　許可番号」

様式第１号の「2　許可番号」と同じです。

「2　和歌山県と災害協定を締結している団体の会員で災害協定に同意し加入している団体」

審査基準日において和歌山県知事と災害協定を締結（建設業関連業務で技術調査課長が認めるものに限る。）している団体の会員で災害協定に同意し加入している団体（建設業を主として営む一般社団法人）について記入してください。

（一社）和歌山県営繕協会の会員で災害協定に同意し加入している場合には、「加点業種（建築、電気、管）」のうちいずれか１つの業種に「1」と記入してください。

※　①（一社）和歌山県建設業協会で申請する場合は、①のみの申請に限ります。
※　②（一社）和歌山県空調衛生工業協会、③（一社）和歌山電業協会、④（一社）和歌山県営繕協会のうち複数の協会に加入している場合は、2 協会までの申請に限ります。
※　記入については、上記各項目についての説明をよく読み、72 ページの記入例を参考にしてください。

第１０　申請後、技術職員に変更があった場合の届出

入札参加資格審査の基準日以降、既に県への届け出等により登録されている技術者の内容

に変更があった場合は、【様式第５号】変更用・技術職員登録書 の提出により速やかに届け出なければなりません。

変更事由としていくつかの例を挙げておきますので、詳しくは各振興局建設部（海南工事事務所含む）又は技術調査課建設業班までお問い合わせください。

※　例：技術者が監理技術者資格者証の交付を受けた場合。

※　例：10 年の実務経験を有した場合。

※　例：営業所技術者が担当していない業種において国家資格を有した場合。

※　例：営業所技術者の他に新たに国家資格者を雇用した場合。

【様式第５号】変更用・技術職員登録書
（該当者がいない場合は提出不要です。）

(1)　登録書は、必ず県の指定の様式（Ａ４版、コピー可）を使用してください。

(2)　黒のボールペンで記入してください。
※　パソコン等で印刷したものでもかまいません。
※　誤って記入した場合には、修正液等で修正してください。

(3)　記入については、(4)の各項目についての説明をよく読み、62 ページの記入例を参考にしてください。

(4)　各項目についての説明

①　「主たる営業所の所在地」及び「商号又は名称」
建設業許可申請書に記載しているものを記入してください。

②　「代表者役職氏名」
法人の場合は役職名と氏名の両方を記入し、個人の場合は氏名のみを記入してください。

③　「申請事務担当者名・連絡先」
申請事務の内容を把握している方（当該申請について質問に答えられる方）の氏名及び連絡先を記入してください。

④　「申請手続代理人名・連絡先」
行政書士が書類を作成したときに、行政書士であることを明記してください。
（記名と職印押印及び「行政書士への委任状」を添付書類として提出）

「1　届出年月日」
提出日を記入してください。
なお、年月日が一桁の数字の場合は、最初の枠内に「0」を入れてください。

「2　変更があった日」
登録内容に変更があった日を記入してください。

「3　許可番号」

建設業法の許可番号を記入してください。

「大臣・知事コード」は、大臣許可の場合は「00」を、知事許可の場合は「30」を記入してください。

「4　変更内容」

変更の内容について、次の「1」から「6」までの数字を記入してください。

1　技術者の追加

技術者を新たに登録する場合（建設業許可の法定様式で申請できない者）

※　例：国家資格者又は実務経験者を登録するとき。（営業所技術者除く）

2　技術者の削除

登録していた技術者を削除する場合（建設業許可で申請できない者）

※　例：実務経験者を削除するとき。（営業所技術者除く）

3　有資格区分の変更

登録していた技術者の資格に変更があった場合（建設業許可の変更届を出せない場合）

※　例：営業所技術者が担当していない業種において国家資格を有したとき。

4　監理技術者資格業種の変更

登録していた監理技術者資格の業種に変更が生じた場合

※　例：土木のみであったが管を追加した場合

5　監理技術者資格者証交付番号の届出

監理技術者資格者証を取得した場合

※　例：監理技術者資格者証を新たに取得したとき

6　監理技術者資格者証交付番号の変更

登録していた監理技術者資格者証交付番号に変更が生じた場合

※　例：監理技術者資格者証を更新したとき

(変更前)、(変更後)の記入については、64～69 ページの記入例を参考に記入してください。

また、有資格区分コード、実務経験コードは、経営規模等評価申請と同じです。

第１１　同意書について

【添付書類ア】同意書

(1)　行政書士に書類の作成を委任している場合でも、申請者本人が内容を確認してください。

(2)　「年月日」

申請書を建設部に提出する日を記入してください。

(3)　「商号又は名称」「代表者役職氏名」「許可番号」

それぞれ様式第１号に記入したものと同じです。

第１２　暴力団排除に関する誓約書について

【添付書類イの１】暴力団排除に関する誓約書

(1)　行政書士に書類の作成を委任している場合でも、申請者本人が内容を確認してください。

(2)　「年月日」
申請書を建設部に提出する日を記入してください。

(3)　「商号又は名称」「代表者役職氏名」「許可番号」
それぞれ様式第１号に記入したものと同じです。

【添付書類イの２の１】役員等調書

(1)　「商号又は名称」及び「許可番号」
様式第１号の「商号又は名称」と同じです。

(2)　「発行済み株式総数又は総出資額」
登記事項証明書等に記載されている発行済み株式総数又は総出資額を記入してください。

(3)　「総株主又は総出資者数」
株主名簿等に記載されている株主等の人数を記入してください。

(4)　「　枚のうち　枚」
１枚で収まらない場合は項数を記入してください。

(5)　審査基準日における役員等について作成してください。

○　個人の場合に記入する者
- 事業主（「役職」には事業主と記入。）
- 建設業法施行令第３条に規定する使用人（「役職」には令第３条使用人と記入。）
- 法定代理人（いる場合のみ。「役職」には法定代理人と記入。）
- 法定代理人の役員（法人の法定代理人がいる場合のみ。「役職」には法定代理人役員と記入し、その法定代理人の株主名簿等に記載されている株主等の人数及びその法定代理人における所有株式又は出資の総額を記入してください。）

○　法人の場合に記入する者
- 建設業法上の役員等（「役職」には代表取締役、取締役、顧問、相談役、株主等と記入してください。）

※　株主が取締役である場合は「取締役・株主等」と並記してください。
※　「株主等」とは総株主の議決権の 100 分の５以上を有する株主、また、その他の法人は、出資の総額の 100 分の５以上に相当する出資をしている者をいいます。

- 建設業法施行令第３条に規定する使用人（「役職」には支店長等と記入してください。）

※　１枚で収まらない場合は項数を記入してください。

第１３　独占禁止法遵守体制の整備について

【添付書類ウの 1】独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書

社外研修（講習会）又は社内研修（講習会）のどちらか一方について記入してください。

【期間】別表１　3-2 参照

ア　実施年月日
イ　実施場所（名称及び所在地）
ウ　研修（講習）実施団体名及び講師名
エ　研修会（講習会）のテーマ
※　アからエについては実施（参加）した研修（講習）会について記入してください。
オ　受講者名・受講者数
※　3 名まで役職氏名を記入し、それ以外は、「その他〇〇人」と記入してください。

添付書類

◆　実施（参加）した研修（講習）会の資料の写し（3 枚を越える場合には 3 枚を抜き出してください。）
※　独占禁止法に関する研修会（講習会）とわかる受講証明書があれば、受講証明書のみの添付でかまいません。

◆　「独占禁止法の遵守体制の整備」に係る評価基準に基づく独占禁止法遵守マニュアル例に則した独占禁止法遵守マニュアルの写しを提出してください。
※　継続申請（様式第 1 号項目 4 が「1」）で令和 6・7 年度以降に「独占禁止法遵守体制の整備」で加点を受けていてかつ、独占禁止法遵守マニュアルに変更がないときには、変更がないことについての誓約書（添付書類ウの 2）を提出することでマニュアルの提出を省略できます。（報告書及び資料の写しの提出は必要です。）

第１４　重機・資材・緊急対応関係様式集について

審査基準日において総合点数算定取扱い基準に規定する評価基準に該当する「災害時等対応重機の所有」、「災害時対応仮設資材の所有」、又は「災害時等緊急対応への貢献」を申請する場合、標記の様式集の中で該当する調書等に記載のある【記載要領】、【添付書類】、【作成要領】等に注意して記入・作成してください。

【期間】別表１　5 及び 8 参照

※　リース契約については、将来的に所有権を得ることを前提としたリース契約のみが対象となります。

第１５　「大規模災害時の応急対策業務の取組」に係る証明書(作成例)について

審査基準日において次のいずれかに該当し、申請を行う場合は証明書（作成例）に準じたものを添付してください。

ア　和歌山県知事と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結（建設業関連業務で技術調査課長が認めるものに限る。）している団体（建設業を主として営む一般社団法人）の会員で、その協定に同意した者

イ　和歌山県内市町村と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結している一般社団法人等の団体の会員で、その協定に同意した者

(1)　「主たる営業所の所在地」「商号又は名称」
様式第１号の「商号又は名称」と同じです。

(2)　「代表者役職氏名」
法人の場合は役職名と氏名の両方を記入し、個人の場合は氏名のみを記入してください。

(3)　「許可番号」
建設業法の許可番号を記入してください。
「大臣・知事コード」は、大臣許可の場合は「00」を、知事許可の場合は「30」を記入してください。
作成例は 95 ページにあります。

第１６　「労働災害防止への取組」に係る証明書（作成例）について

審査基準日において建設業労働災害防止協会の会員で、申請を行う場合は、証明書（作成例）に準じたものを添付してください。

(1)　「主たる営業所の所在地」「商号又は名称」
様式第１号の「商号又は名称」と同じです。

(2)　「代表者役職氏名」
法人の場合は役職名と氏名の両方を記入し、個人の場合は氏名のみを記入してください。

(3)　「許可番号」
建設業法の許可番号を記入してください。
「大臣・知事コード」は、大臣許可の場合は「00」を、知事許可の場合は「30」を記入してください。
作成例は 96 ページにあります。

第１７　障害者雇用について

地方基準点数で加点される障害者雇用についての基準の詳細は以下のとおりとします。
この基準については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」等で定められている基準と一部異なりますので、注意願います。

○「障害者」とは
「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかの交付を受けている方です。
※　上記の手帳を所持していない方は、対象にはなりません。

○「雇用」とは
社会保険又は雇用保険に加入している方です。
※ 個人事業主や法人の代表者は除きます。（法人の役員のうち代表者以外の役員は対象となります。また、職員であっても、社会保険や雇用保険に加入していない方は対象にはなりません。）

○「障害者雇用状況報告書」とは
法定雇用障害者数が１人以上となる、すなわち常用労働者数が 40 人（令和 8 年 7 月以降は 37.5 人）以上の事業主が、毎年、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用に関する状況の報告を、主たる事業所（いわゆる本社）の所在地を管轄する公共職業安定所の長に対して行う際の報告書です。

【添付書類エ】「障害者雇用状況調べ（非法定義務建設業者用）」

(1) 「主たる営業所の所在地」「商号又は名称」
様式第１号の「商号又は名称」と同じです。

(2) 「代表者役職氏名」
法人の場合は役職名と氏名の両方を記入し、個人の場合は氏名のみを記入してください。

(3) 「所有している手帳」等
該当するものに印をつけて下さい。

提示書類

◆ 障害者雇用状況調べに記載した方の、手帳の写し（氏名と等級（程度）のわかる部分）

◆ 審査基準日時点で雇用していることが分かる書面の写し（14 ページ『3　常勤確認書類』のｂ又はｃのいずれか）
※ これらの提示書類はその場でお返しします。
※ 法定義務建設業者（常時雇用者数 40 人（令和 8 年 7 月以降は 37.5 人）以上）については、この用紙を使用せずに、直近の障害者雇用状況報告書の写し（管轄公共職業安定所の確認印（受付印）のあるもの）又は電子申請の到達確認画面の写し（受付印不要）を提出してください。

第１８　労働保険料納付証明書について

入札参加資格審査申請に必要な「労働保険料納付証明書」の提出方法については、以下の方法により提出してください。

○ 86 ページの記載例を参考に、必要事項を記載し、記名した書面を、入札参加資格審査申請時に、雇用保険適用事業所設置届事業主控（写し）とともに**1部を**提出してください。後日、技術調査課から和歌山労働局にまとめて提出します。
※ 雇用保険適用事業所設置届事業主控を紛失した場合は、所管のハローワークで再発行することができます。

※　和歌山県外の労働局に保険料を納付している方は、和歌山県で取りまとめできませんので、ご自身で納付証明書を取得して提出してください。

【添付書類オ】労働保険料納付証明書

行政書士に書類の作成を委任している場合でも申請者本人が内容を確認してください。

(1)　「主たる営業所の所在地」「商号又は名称」「電話番号」
様式第１号の「商号又は名称」と同じです。

(2)　「代表者役職氏名」
法人の場合は役職名と氏名の両方を記入し、個人の場合は氏名のみを記入してください。

(3)　「建設業許可番号」
建設業法の許可番号を記入してください。大臣・知事コードは、大臣許可は「00」を、知事許可は「30」を記入してください。

(4)　「雇用保険事業所番号」
雇用保険適用事業所設置届事業主控の「事業所番号」を記入してください。

(5)　「上記雇用保険に係る労働保険番号」
雇用保険適用事業所設置届事業主控の「労働保険番号」を記入してください。

※　「記」以下は記入しないでください。

新たに労働保険（労災保険・雇用保険）手続を申請される事業主の皆様へ

労災保険の加入手続　⇒　労働基準監督署

雇用保険の加入手続　⇒　公共職業安定所

※　新規加入手続（お問い合わせ）は、事業所の所在地を管轄する監督署・安定所へお願いします。

※　「労働保険料納付証明書」に関するお問い合わせは、
和歌山労働局総務部労働保険徴収室（℡073-488-1102）
までお願いします。

○　労働基準監督署管轄一覧（和歌山）

名称	所在地	管轄区域
和歌山	和歌山市黒田 2-3-3 〔073(407)2202〕	和歌山市、岩出市、海南市、海草郡
御坊	御坊市湯川町財部 1132 〔0738(22)3571〕	御坊市、有田市、有田郡、日高郡（みなべ町を除く）
橋本	橋本市東家 6-9-2 〔0736(32)1190〕	橋本市、紀の川市、伊都郡
田辺	田辺市明洋 2-24-1 〔0739(22)4694〕	田辺市、西牟婁郡、日高郡のうちみなべ町
新宮	新宮市清水元 1-2-9 〔0735(22)5295〕	新宮市、東牟婁郡

○　公共職業安定所一覧（和歌山）

名称	所在地	管轄区域
和歌山	和歌山市美園町 5-4-7 〔073(425)8609（代）〕	和歌山市、岩出市、紀の川市、
新宮	新宮市神倉 4-2-4 〔0735(22)6285（代）〕	新宮市、田辺市のうち本宮町、 東牟婁郡（串本町、古座川町を除く）
串本 出張所	東牟婁郡串本町串本 2000-9 〔0735(62)0121（代）〕	串本町、古座川町、 すさみ町
田辺	田辺市朝日ヶ丘 24-6 〔0739(22)2626（代）〕	田辺市（本宮町を除く）、 西牟婁郡（すさみ町を除く）、 日高郡のうちみなべ町
御坊	御坊市湯川町財部 943 〔0738(22)3527（代）〕	御坊市、日高郡（みなべ町を除く）
湯浅	有田郡湯浅町湯浅 2430-81 〔0737(63)1144（代）〕	有田市、有田郡
海南	海南市船尾 186-85 〔073(483)8609（代）〕	海南市、海草郡
橋本	橋本市東家 5-2-2 橋本地方合同庁舎 1 階 〔0736(33)8609（代）〕	橋本市、伊都郡

第１９　社会保険料納入確認書について

入札参加資格審査申請に必要な「社会保険料納入確認書」の提出方法については、以下の方法により提出してください。

○　88 ページの記載例を参考に、必要事項を記載した書面を、入札参加資格審査申請時に、一緒に 2 **部**提出してください。

○　後日、技術調査課から日本年金機構管轄年金事務所にまとめて提出します。

※　和歌山県外の年金事務所に保険料を納付している方は、和歌山県で取りまとめできませんので、ご自身で確認書を取得して提出してください。

【添付書類カ】社会保険料納入確認書

行政書士に書類の作成を委任している場合でも申請者本人が内容を確認してください。

(1)　「事業所所在地」「事業所名称」
適用事業所として管内年金事務所に届出しているとおり記入してください。

(2)　「代表者役職氏名」
法人の場合は役職名と氏名の両方を記入し、個人の場合は氏名のみを記入してください。

(3)　「事業所整理記号」「事業所番号」
納入告知書及び納入告知額通知書等で確認し、必ず記入してください。

(4)　「建設業許可番号」
建設業法の許可番号を記入してください。大臣・知事コードは、大臣許可は「00」を、知事許可は「30」を記入してください。

※　「記」以下は記入しないでください。
※　下欄の**同意書**は必ず記入してください。
※　届出と異なる内容を記入すると確認ができません。この場合申請者自身で確認書を取得した上で提出していただくこととなりますので、特にご注意ください。

【管轄年金事務所及び事業所整理記号】

○　日本年金機構　和歌山西年金事務所
和歌山市関戸２丁目１番４３号（〒６４１－００３５）
厚生年金適用調査課（加入の照会等）０７３（４４７）１６４０
厚生年金徴収課（保険料の照会等）　０７３（４４７）１６３３

郡市区等の名称	記号	符号	郡市区等の名称	記号	符号
海南市	海南	０２	和歌山市（一部） （和歌山市のうち紀ノ川以南並びに真田堀川及び和歌川以西の地域）	歌	２１
海草郡	海	０７			
有田郡	有	１０			
有田市	有田	１４			

○　日本年金機構　和歌山東年金事務所
和歌山市太田３丁目３番９号（〒６４０－８５４１）
厚生年金適用調査課（加入の照会等）０７３（４７４）１８２４
厚生年金徴収課（保険料の照会等）　０７３（４７４）１８３７

郡市区等の名称	記号	符号	郡市区等の名称	記号	符号
和歌山市（一部） （和歌山西年金事務所管内の地域を除く）	和	０１	橋本市	橋	０６
			伊都郡	伊	０９
			紀の川市	紀	１５
			岩出市	岩	１６

○　日本年金機構　田辺年金事務所

田辺市朝日ケ丘２４番８号（〒６４６－８５５５）

厚生年金適用調査課（加入の照会等）　０７３９（２４）０４３４

厚生年金徴収課（保険料の照会等）　０７３９（２４）０３２４

郡市区等の名称	記号	符号	郡市区等の名称	記号	符号
御坊市	御	０３	日高郡	日	１１
田辺市	田	０４	西牟婁郡	西	１２
新宮市	新	０５	東牟婁郡	東	１３

第２０　和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書について

入札参加資格審査申請に必要な「和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書」の提出方法については、以下の方法により提出してください。

○　94 ページの記載例を参考に、必要事項を記載した書面を、入札参加資格審査申請時に、1 **部**提出してください。

○　基準日時点での未納の有無について、技術調査課から税務担当部署に照会します。

【添付書類キ】和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書

行政書士に書類の作成を委任している場合でも申請者本人が内容を確認してください。

(1)　個人事業主･･･「住民票記載の住所」を記入してください。
「住民票記載の住所」と「主たる営業所の住所」が異なる場合は、
「主たる営業所の住所」も記入ください。

法　人･･･「登記簿記載の本店所在地」を記入してください。

(2)「商号又は名称」
様式第１号の「商号又は名称」と同じものを記入してください。

(3)「代表者役職氏名」
法人の場合は役職名と氏名の両方を記入し､個人の場合は氏名のみを記入してください。

別表１　審査基準日等一覧表

区分			定期受付	第1回追加受付	第2回追加受付	第3回追加受付	第4回追加受付	第5回追加受付	第6回追加受付
受付期間			令和8年1月7日 ～ 令和8年2月3日	令和8年6月5日 ～ 令和8年6月19日	令和8年9月4日 ～ 令和8年9月18日	令和8年12月4日 ～ 令和8年12月18日	令和9年3月5日 ～ 令和9年3月19日	令和9年6月4日 ～ 令和9年6月18日	令和9年9月6日 ～ 令和9年9月21日
審査基準日			令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
総合評定値通知書			令和6年10月1日 ～ 令和7年9月30日	令和7年1月1日 ～ 令和7年12月31日	令和7年3月1日 ～ 令和8年2月28日	令和7年7月1日 ～ 令和8年6月30日	令和7年10月1日 ～ 令和8年9月30日	令和8年1月1日 ～ 令和8年12月31日	令和8年3月1日 ～ 令和9年2月28日
資格認定期間			令和8年6月1日 ～ 令和10年5月31日	令和8年9月1日 ～ 令和10年5月31日	令和8年12月1日 ～ 令和10年5月31日	令和9年3月1日 ～ 令和10年5月31日	令和9年6月1日 ～ 令和10年5月31日	令和9年9月1日 ～ 令和10年5月31日	令和9年12月1日 ～ 令和10年5月31日
2	2-1	県税の未納の有無	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
	2-2	消費税及び地方消費税の 納税証明書	令和7年12月1日以降	令和8年5月1日以降	令和8年8月1日以降	令和8年11月1日以降	令和9年2月1日以降	令和9年5月1日以降	令和9年8月1日以降
3	3-1	独占禁止法の遵守体制の 整備の有無	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
	3-2	独占禁止法の遵守体制の整備の有 無に係る研修（講習）受講日	令和6年1月1日 ～ 令和7年12月31日	令和6年6月1日 ～ 令和8年5月31日	令和6年9月1日 ～ 令和8年8月31日	令和6年12月1日 ～ 令和8年11月30日	令和7年3月1日 ～ 令和9年2月28日	令和7年6月1日 ～ 令和9年5月31日	令和7年9月1日 ～ 令和9年8月31日
4		暴力団等排除への取組の 有無に係る講習の受講日 ※審査基準日から遡り、直近の 講習日にて講習受講のこと	令和6年1月1日 ～ 令和7年12月31日	令和6年4月1日 ～ 令和8年5月31日	令和6年4月1日 ～ 令和8年8月31日	令和6年4月1日 ～ 令和8年11月30日	令和6年4月1日 ～ 令和9年2月28日	令和6年6月1日 ～ 令和9年5月31日	令和6年9月1日 ～ 令和9年8月31日
5		災害時等対応重機の所有の有無	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
6		災害時対応仮設資材の所有の有無	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
7		大規模災害時の応急対策業務の取組の 有無	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
8		災害時等緊急対応への貢献の有無	令和6年1月1日 ～ 令和7年12月31日 に対応を実施したもの	令和6年6月1日 ～ 令和8年5月31日 に対応を実施したもの	令和6年9月1日 ～ 令和8年8月31日 に対応を実施したもの	令和6年12月1日 ～ 令和8年11月30日 に対応を実施したもの	令和7年3月1日 ～ 令和9年2月28日 に対応を実施したもの	令和7年6月1日 ～ 令和9年5月31日 に対応を実施したもの	令和7年9月1日 ～ 令和9年8月31日 に対応を実施したもの
9		ISO9000シリーズの認証 取得の有無	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
10		ISO14000シリーズの認証 取得の有無	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
11		エコアクション21の認証 取得の有無	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
12	12-1	産業廃棄物の処理体制 の有無	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
	12-2	産業廃棄物処分業の許可を受けて いる場合	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
	12-3	産業廃棄物収集運搬業許可を受け ている場合	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
	12-4	処分に係る委託契約を行っている場合 （対象期間に、有効な期間が含まれてい る契約であること）	令和7年1月1日 ～ 令和7年12月31日	令和7年6月1日 ～ 令和8年5月31日	令和7年9月1日 ～ 令和8年8月31日	令和7年12月1日 ～ 令和8年11月30日	令和8年3月1日 ～ 令和9年2月28日	令和8年6月1日 ～ 令和9年5月31日	令和8年9月1日 ～ 令和9年8月31日

区分			定期受付	第1回追加受付	第2回追加受付	第3回追加受付	第4回追加受付	第5回追加受付	第6回追加受付
受付期間			令和8年1月7日 ～ 令和8年2月3日	令和8年6月5日 ～ 令和8年6月19日	令和8年9月4日 ～ 令和8年9月18日	令和8年12月4日 ～ 令和8年12月18日	令和9年3月5日 ～ 令和9年3月19日	令和9年6月4日 ～ 令和9年6月18日	令和9年9月6日 ～ 令和9年9月21日
審査基準日			令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
総合評定値通知書			令和6年10月1日 ～ 令和7年9月30日	令和7年1月1日 ～ 令和7年12月31日	令和7年3月1日 ～ 令和8年2月28日	令和7年7月1日 ～ 令和8年6月30日	令和7年10月1日 ～ 令和8年9月30日	令和8年1月1日 ～ 令和8年12月31日	令和8年3月1日 ～ 令和9年2月28日
資格認定期間			令和8年6月1日 ～ 令和10年5月31日	令和8年9月1日 ～ 令和10年5月31日	令和8年12月1日 ～ 令和10年5月31日	令和9年3月1日 ～ 令和10年5月31日	令和9年6月1日 ～ 令和10年5月31日	令和9年9月1日 ～ 令和10年5月31日	令和9年12月1日 ～ 令和10年5月31日
13		建設キャリアアップシステム登録者数の有無	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
14		労働災害防止への取組の有無	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
15		常時雇用者の確保	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
16		障害者雇用の有無	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
17	17-1	建設業関連学科新規卒業者雇用の有無	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
	17-2	高等学校	令和4年1月1日 以降の卒業者で、 卒業後1年未満に雇用	令和4年6月1日 以降の卒業者で、 卒業後1年未満に雇用	令和4年9月1日 以降の卒業者で、 卒業後1年未満に雇用	令和4年12月1日 以降の卒業者で、 卒業後1年未満に雇用	令和5年3月1日 以降の卒業者で、 卒業後1年未満に雇用	令和5年6月1日 以降の卒業者で、 卒業後1年未満に雇用	令和5年9月1日 以降の卒業者で、 卒業後1年未満に雇用
	17-3	大学 （短期大学、高等専門学校、専修学校を含む）	令和6年1月1日 以降の卒業者で、 卒業後1年未満に雇用	令和6年6月1日 以降の卒業者で、 卒業後1年未満に雇用	令和6年9月1日 以降の卒業者で、 卒業後1年未満に雇用	令和6年12月1日 以降の卒業者で、 卒業後1年未満に雇用	令和7年3月1日 以降の卒業者で、 卒業後1年未満に雇用	令和7年6月1日 以降の卒業者で、 卒業後1年未満に雇用	令和7年9月1日 以降の卒業者で、 卒業後1年未満に雇用
18	18-1	次世代育成支援対策法の届け出の有無	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
	18-2	女性活躍推進法の届け出の有無	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
	18-3	わかやま健康推進事業所の認定の有無	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
19		完全週休二日制への取組の有無	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
20		県工事の有無	令和6年1月1日 ～ 令和7年12月31日	令和6年1月1日 ～ 令和7年12月31日	令和6年1月1日 ～ 令和7年12月31日	令和6年1月1日 ～ 令和7年12月31日	令和6年1月1日 ～ 令和7年12月31日	令和6年1月1日 ～ 令和7年12月31日	令和6年1月1日 ～ 令和7年12月31日
20-2		高得点工事の有無	令和6年1月1日以降に工事成績の通知を受け、かつ令和8年6月1日時点で最初に加点を受けた日から2年を越えないもの	令和6年1月1日以降に工事成績の通知を受け、かつ令和8年9月1日時点で最初に加点を受けた日から2年を超えないもの	令和6年10月2日以降に工事成績の通知を受け、かつ令和8年12月1日時点で最初に加点を受けた日から2年を超えないもの	令和6年10月2日以降に工事成績の通知を受け、かつ令和9年3月1日時点で最初に加点を受けた日から2年を超えないもの	令和7年4月1日以降に工事成績の通知を受け、かつ令和9年6月1日時点で最初に加点を受けた日から2年を超えないもの	令和7年4月1日以降に工事成績の通知を受け、かつ令和9年9月1日時点で最初に加点を受けた日から2年を超えないもの	令和7年10月2日以降に工事成績の通知を受け、かつ令和9年12月1日時点で最初に加点を受けた日から2年を超えないもの
21		和歌山県優良工事表彰の有無	令和6年度 又は 令和7年度	令和6年度 又は 令和7年度	令和6年度 又は 令和7年度	令和6年度 又は 令和7年度	令和7年度 又は 令和8年度	令和7年度 又は 令和8年度	令和7年度 又は 令和8年度
22		優秀施工者国土交通大臣顕彰の有無	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
23		合併等の特別加算の有無	令和5年1月2日 ～ 令和8年1月1日	令和5年6月2日 ～ 令和8年6月1日	令和5年9月2日 ～ 令和8年9月1日	令和5年12月2日 ～ 令和8年12月1日	令和6年3月2日 ～ 令和9年3月1日	令和6年6月2日 ～ 令和9年6月1日	令和6年9月2日 ～ 令和9年9月1日
24		CPD推奨単位取得者数	令和8年1月1日	令和8年6月1日	令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和9年3月1日	令和9年6月1日	令和9年9月1日
添付書類力 社会保険料納入確認(申請)書			令和7年9月分 までの全期間	令和8年4月分 までの全期間	令和8年7月分 までの全期間	令和8年10月分 までの全期間	令和9年1月分 までの全期間	令和9年4月分 までの全期間	令和9年7月分 までの全期間

別表２　建設業関連学科新規卒業者について加点可能な業種一覧

関連学科	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む。）に関する学科	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○			○		○	○		○		○	○
建築学に関する学科		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
都市工学に関する学科	○	○	○						○				○			○			○				○			○		○	
衛生工学に関する学科	○								○				○											○		○		○	
交通工学に関する学科	○												○																
電気工学に関する学科								○												○		○					○		
電気通信工学に関する学科								○														○							
機械工学に関する学科									○		○	○		○	○					○	○			○	○	○	○	○	
林学に関する学科																							○						
鉱山学に関する学科																								○					

（注）　関連学科の学科名そのものでなくとも、加点を希望する業種に関する技術検定試験で指定学科とされている学科ならば加点します。詳細は各建設部又は技術調査課までお問い合わせください。

別表３　技術職員・CPD 取得者数一覧表に関する有資格区分コード

	コード	資格区分	
	001	法第７条第２号イ該当（高等学校等関係学科卒＋実務経験５年、大学等関係学科卒＋実務経験３年）	
	002	法第７条第２号ロ該当（実務経験１０年）	
	003	法第15条第２号ハ該当（同号イと同等以上）	
	004	法第15条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）	
建設業法	111	一級建設機械施工管理技士	
	212	二級　　〃　　（第１種～第６種）	
	113	一級土木施工管理技士	（３年）
	11H	一級土木施工管理技士補	３年
	214	二級土木施工管理技士（土木）	（５年）
	21J	二級土木施工管理技士補（土木）	５年
	215	二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）	（５年）
	21K	二級土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）	５年
	216	二級土木施工管理技士（薬液注入）	（５年）
	21L	二級土木施工管理技士補（薬液注入）	５年
	120	一級建築施工管理技士	（３年）
	12C	一級建築施工管理技士補	３年
	221	二級建築施工管理技士（建築）	（５年）
	222	〃　　（躯体）	（５年）
	223	〃　　（仕上げ）	（５年）
	22D	二級建築施工管理技士補	５年
	127	一級電気工事施工管理技士	（３年）
	12E	一級電気工事施工管理技士補	３年
	228	二級電気工事施工管理技士	（５年）
	22F	二級電気工事施工管理技士補	５年
	129	一級管工事施工管理技士	（３年）
	12G	一級管工事施工管理技士補	３年
	230	二級管工事施工管理技士	（５年）
	23A	二級管工事施工管理技士補	５年
	131	一級電気通信工事施工管理技士	
	232	二級　　〃	
	133	一級造園施工管理技士	（３年）
	13D	一級造園施工管理技士補	３年
	234	二級造園施工管理技士	（５年）
	23E	二級造園施工管理技士補	５年
建築士法	137	一級建築士	
	238	二級　〃	
	239	木造　〃	
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）	
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）	
	145	機械・総合技術監理（機械）	
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）	
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）	
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）	
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）	
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）	
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	
電気工事士法電気事業法	155	第一種電気工事士	
	256	第二種　　〃	３年
	258	電気主任技術者（第１種～第３種）	５年
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者	５年
水道法	265	給水装置工事主任技術者	１年
消防法	168	甲種消防設備士	
	169	乙種　　〃	

職業能力開発促進法	171	建築大工（１級）	
	271	〃　（２級）	３年
	164	型枠施工（１級）	
	264	〃　（２級）	３年
	172	左官　（１級）	
	272	〃　（２級）	３年
	157	とび・とび工（１級）	
	257	〃　（２級）	３年
	173	コンクリート圧送施工（１級）	
	273	〃　（２級）	３年
	166	ウェルポイント施工（１級）	
	266	〃　（２級）	３年
	174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（１級）	
	274	〃　〃　（２級）	３年
	175	給排水衛生設備配管（１級）	
	275	〃　（２級）	３年
	176	配管・配管工（１級）	
	276	〃　〃　（２級）	３年
	170	建築板金「ダクト板金作業」（１級）	
	270	〃　（２級）	３年
	177	タイル張り・タイル張り工（１級）	
	277	〃　〃　（２級）	３年
	178	築炉・築炉工（１級）・れんが積み	
	278	〃　〃　（２級）	３年
	179	ブロック建築・ブロック建築工（１級）・コンクリート積みブロック施工	
	279	〃　〃　（２級）	３年
	180	石工・石材施工・石積み（１級）	
	280	〃　〃　〃　（２級）	３年
	181	鉄工・製罐（１級）	
	281	〃　〃　（２級）	３年
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（１級）	
	282	〃　〃　（２級）	３年
	183	工場板金（１級）	
	283	〃　（２級）	３年
	184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（１級）	
	284	〃　〃　〃　（２級）	３年
	185	板金・板金工・打出し板金（１級）	
	285	〃　〃　〃　（２級）	３年
	186	かわらぶき・スレート施工（１級）	
	286	〃　〃　（２級）	３年
	187	ガラス施工（１級）	
	287	〃　（２級）	３年
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工（１級）	
	288	〃　〃　〃　（２級）	３年
	189	建築塗装・建築塗装工（１級）	
	289	〃　〃　（２級）	３年
	190	金属塗装・金属塗装工（１級）	
	290	〃　〃　（２級）	３年
	191	噴霧塗装（１級）	
	291	〃　（２級）	３年
	167	路面標示施工	
	192	畳製作・畳工（１級）	
	292	〃　〃　（２級）	３年
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（１級）	
	293	〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃　（２級）	３年
	194	熱絶縁施工（１級）	
	294	〃　（２級）	３年
	195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（１級）	
	295	〃　〃　〃　〃　〃　（２級）	３年
	196	造園（１級）	
	296	〃　（２級）	３年
	197	防水施工（１級）	
	297	〃　（２級）	３年
	198	さく井（１級）	
	298	〃　（２級）	３年

061	地すべり防止工事	１年
062	建築設備士	１年
063	計装	１年
060	解体工事	
064	基幹技能者	
704	認定能力評価基準（レベル4）	
703	認定能力評価基準（レベル3）	
099	その他	

備考

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、法第７条第２号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

カッコ内の年数は、当該資格者が実務経験において法第７条第２号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

別表 4　CPD 証明団体一覧表

コード	団体名	推奨単位		有効とする証明期間
		1年間	その他	
01	(公社)空気調和・衛生工学会	50		団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
02	(一社)建設コンサルタンツ協会	50		団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
03	(公社)地盤工学会	50	―	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度の直近の年度のものを有効とする。
04	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20	40(2年間) 60(3年間) 80(4年間) 100(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
05	(公社)土木学会	50	―	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
06	(一社)日本環境アセスメント協会	50	250(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
07	(公社)日本技術士会	50	150(3年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
08	(公社)日本造園学会	50	―	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度(審査基準日の前日までに取得したユニット(単位)を対象とする。)又は前年度のいずれかのものを有効とする。
09	(公社)日本都市計画学会	50	―	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度(審査基準日の前日までに取得したユニット(単位)を対象とする。)又は前年度のいずれかのものを有効とする。
10	(公社)農業農村工学会	50	―	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度の直近の年度のものを有効とする。
11	(公社)日本建築士会連合会	12	―	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
12	(一財)建設業振興基金	12	―	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
13	(一社)交通工学研究会 （TOE交通技術上級資格者）	50	200(4年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
	(一社)交通工学研究会 （TOP交通技術資格者）	40	150(4年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
14	(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	20	100(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
15	(公社)全国上下水道コンサルタント協会	50	―	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
16	(一社)全国測量設計業協会連合会	20	40(2年間) 100(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
17	(一社)全日本建設技術協会	25	―	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
18	土質・地質技術者生涯学習協議会	50	250(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。

第２１　資本・人的関係のある関連業者の届出について

第１　実施事項

条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査申請時及び資格認定後において、入札の適正さが阻害される恐れがある一定の資本関係又は人的関係（以下、「支配関係等」という。）を有する複数の申請者を把握するため、資本・人的関係のある関連業者届出調書（様式第 10 号）の提出を求めます。

第２　支配関係等の認定

(1)　資本関係（以下のいずれかに該当する二者以上の関係）

①　会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２に規定する子会社等と会社法第２条第４号の２に規定する親会社等の関係にある場合

②　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2)　人的関係（以下のいずれかに該当する二者以上の関係）

①　一方の会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第２条第７項に規定する更生会社である場合は除く。

②　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合

③　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3)　その他の関係

①　上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係及びその他の支配関係等があると認められる場合。

②　組合等と同時入札できない場合

複数の法人又は個人により構成される組合等の代表者（会長や理事長、代表理事等）は、その組合における実質的な入札価格の決定権を持つことから、資本関係又は人的関係のある会社同士が、互いに別の組合等の代表者である場合は、どちらかの組合等は、同一入札に参加できない。

※　組合等の代表者以外の構成員である場合は、この制限の対象外。

第３　申請者の報告手続

以下の区分に従い、全ての申請者が別記様式により報告するものとする。

(1)　入札参加資格申請時
別記様式を提出するものとする。

(2)　入札参加資格認定後
支配関係等の発生、変動及び解消の都度速やかに県土整備部技術調査課あて別記様式を提出するものとする。

第４　適用

本取扱いは令和２・３年度入札参加資格申請（定期受付）より適用する。

＜イメージ図＞

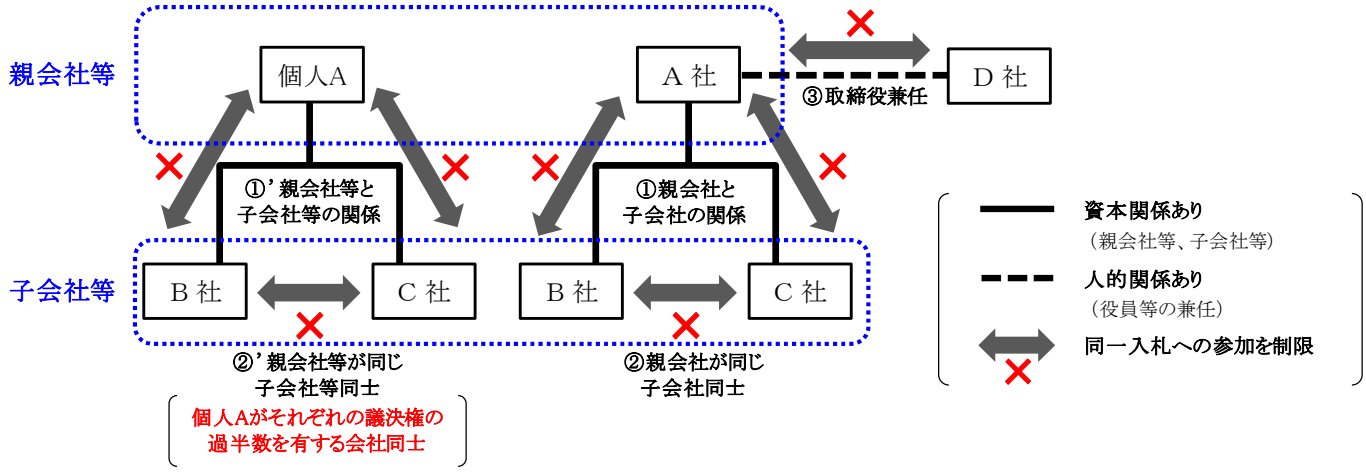

○親会社等、子会社等の定義

会社法第２条第３号の２に規定する子会社等及び第４号の２に規定する親会社等
会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）（抄）
（定義）
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
三の二　子会社等　次のいずれかに該当する者をいう。
イ　子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令※１で定めるものをいう。）
ロ　会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令※２で定めるもの
四の二　親会社等　次のいずれかに該当する者をいう。
イ　親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令※１で定めるものをいう。）
ロ　株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令※２で定めるもの
※１　会社法施行規則第３条
※２　会社法施行規則第３条の２

○役員の定義

1　株式会社（特例有限会社を含む）の取締役。ただし次の(1)から(4)に掲げる者を除く。
   (1)　会社法第２条第 11 号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
   (2)　会社法第２条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
   (3)　会社法第２条第 15 号に規定する社外取締役
   (4)　会社法第 348 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役（代表取締役、社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社にあっては執行役）
2　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
3　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
4　組合の理事
5　その他業務を執行する者であって、１から４までに掲げる者に準ずる者
6　会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
7　委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

※　監査役及び執行役員は「役員」の対象外。

○資本関係の例

＜ケース１＞

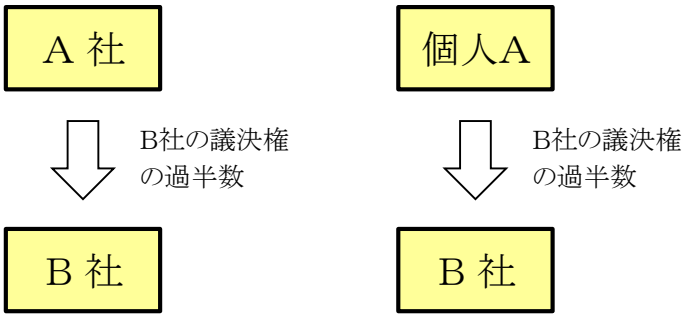

A社（又は個人A）はB社の「親会社等」、B社はA社（又は個人A）の「子会社等」

	親会社等	子会社等
A社 個人A	―	B社
B社	A社 個人A	―

＜ケース２＞

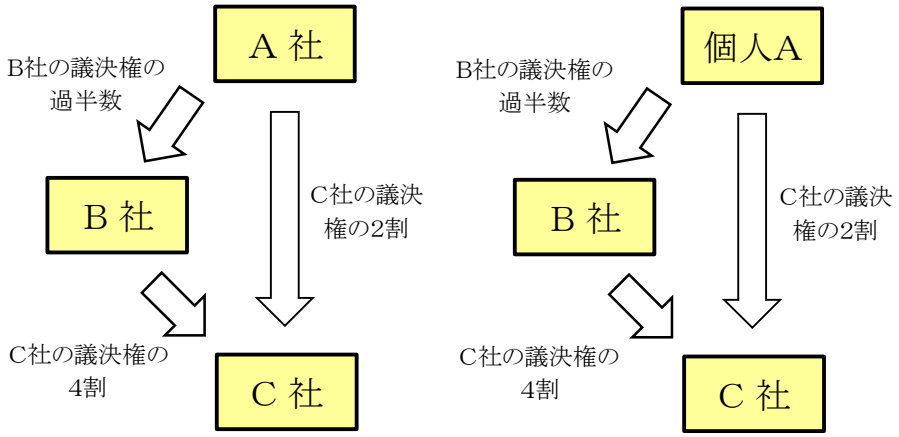

B社はA社（又は個人A）の「子会社等」であり、親会社等であるA社（又は個人A）及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数（2割＋4割）を有することから、会社法第2条の規定により、A社（又は個人A）はC社の「親会社等」と見なされ、C社はA社（又は個人A）の「子会社等」と見なされる。

	親会社等	子会社等
A社 個人A	―	B社、C社
B社	A社 個人A	―
C社	A社 個人A	―

＜ケース３＞

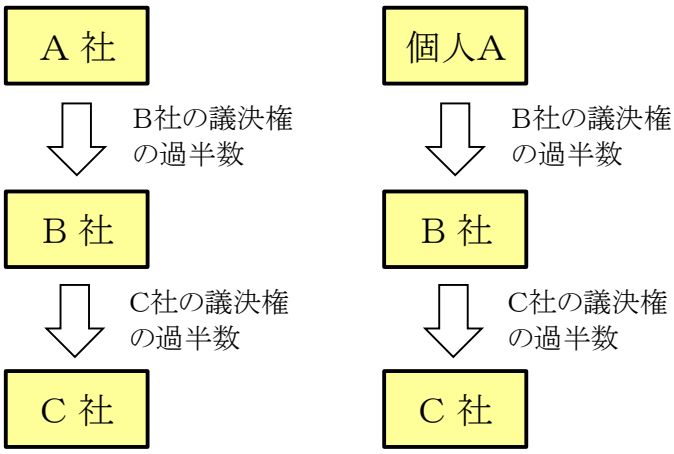

B社はA社（又は個人A）の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社（又は個人A）はC社の「親会社等」と見なされ、C社はA社（又は個人A）の「子会社等」と見なされる。

	親会社等	子会社等
A社 個人A	―	B社、C社
B社	A社 個人A	C社
C社	A社、B社 個人A	―

○人的関係の例

＜ケース１＞

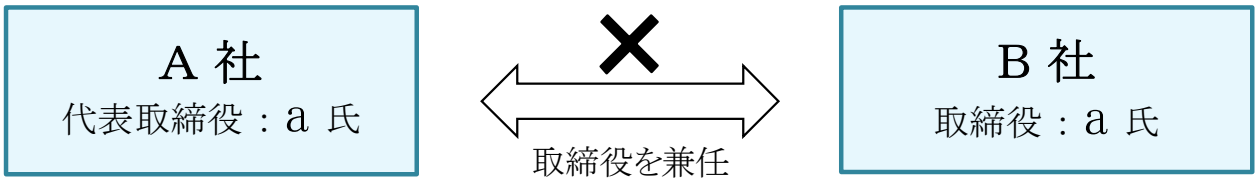

＜ケース２＞

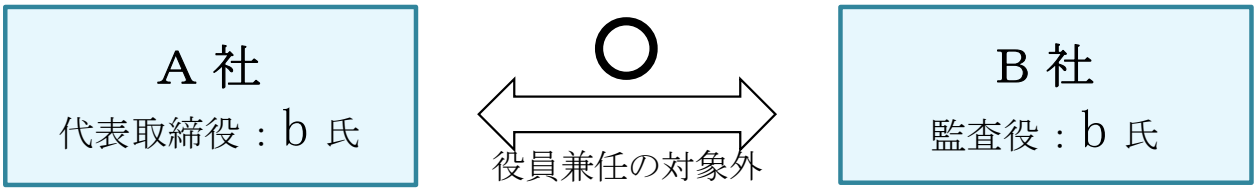

＜ケース３＞

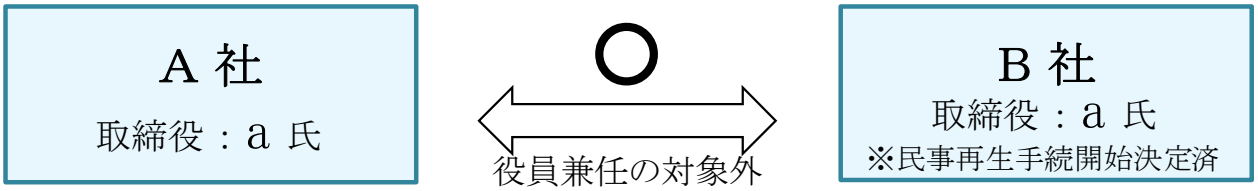

＜ケース４＞

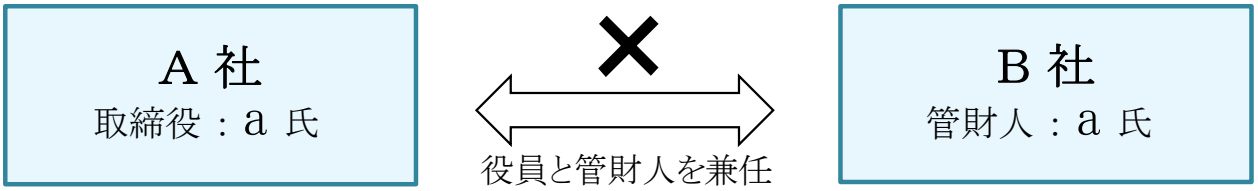

＜ケース５＞

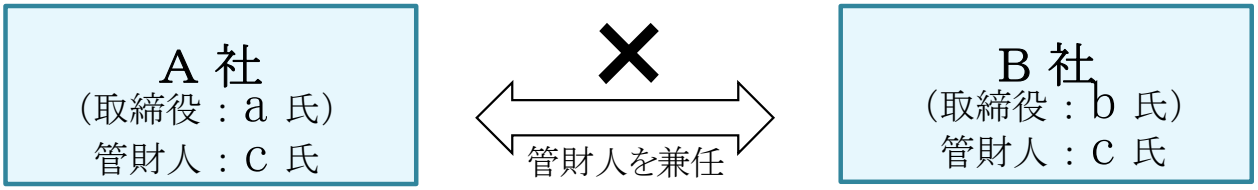

＜ケース６＞

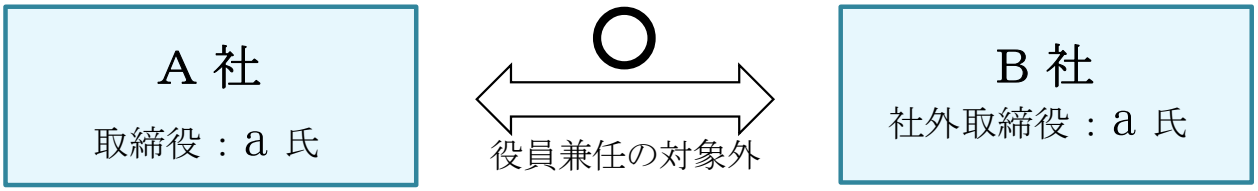

〇共同企業体の取り扱い

企業体の構成員は、その企業体の実質的な入札価格の決定権を持つことから、以下の場合、どちらかの共同企業体は、同一入札に参加できない。

・ 資本関係又は人的関係のある会社同士が、互いに別の共同企業体の代表構成員である場合
・ 一方がある企業体の代表構成員で、他方が別の企業体の代表構成員以外の構成員である場合
・ 一方がある企業体の代表構成員以外の構成員で、他方が別の企業体の代表構成員以外の構成員である場合

＜ケース１＞

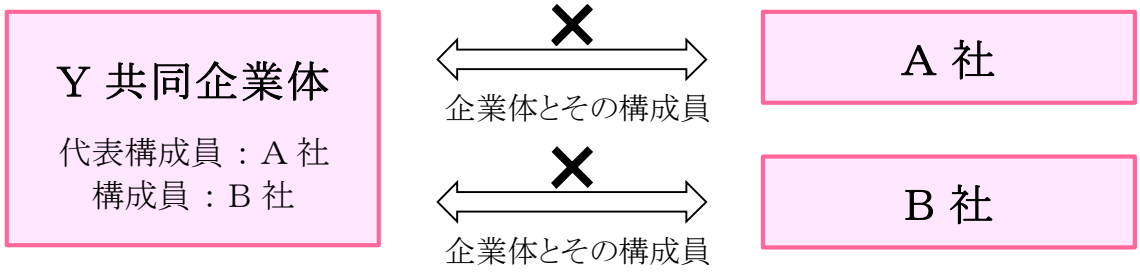

＜ケース２＞

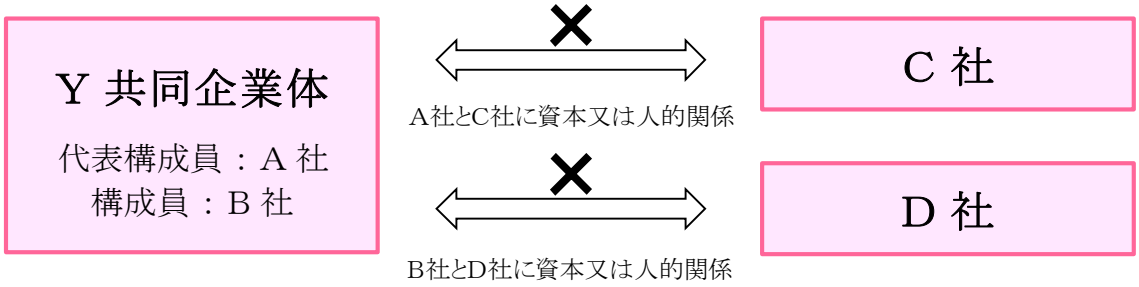

＜ケース３＞

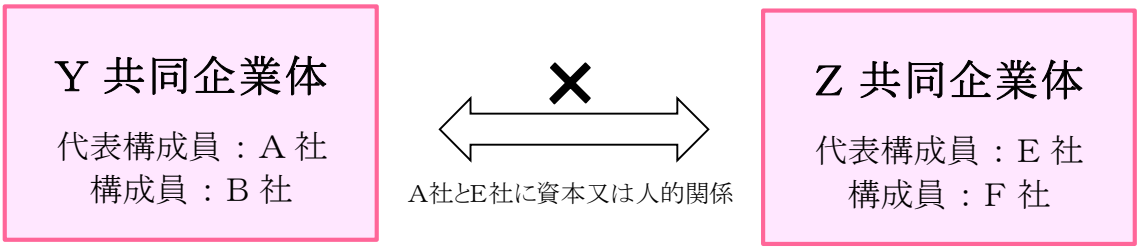

＜ケース４＞

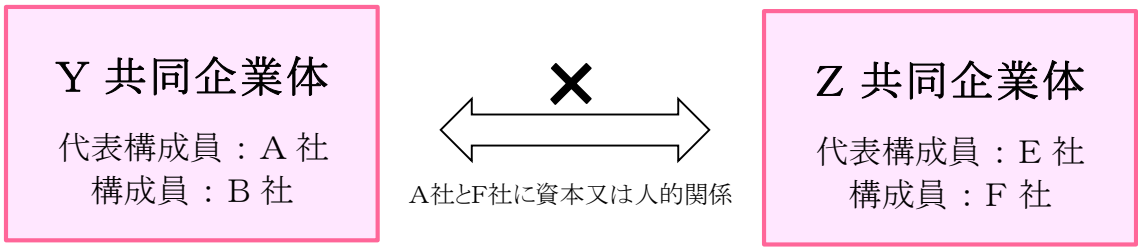

＜ケース５＞

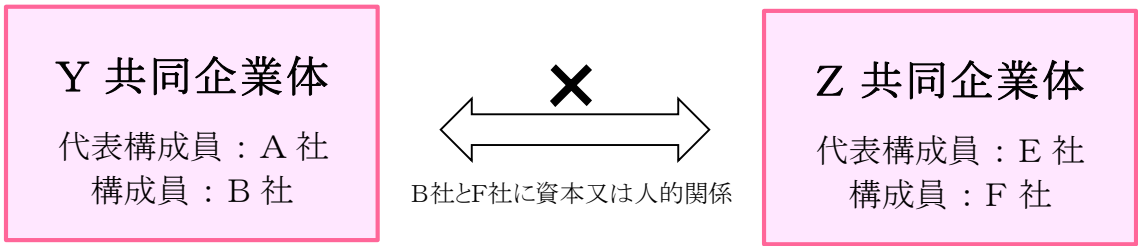

○その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合の例

(1)　人的関係又は資本的関係と同視しうる資本関係又は人的関係及びその他の支配関係等があると認められる場合

＜ケース１＞

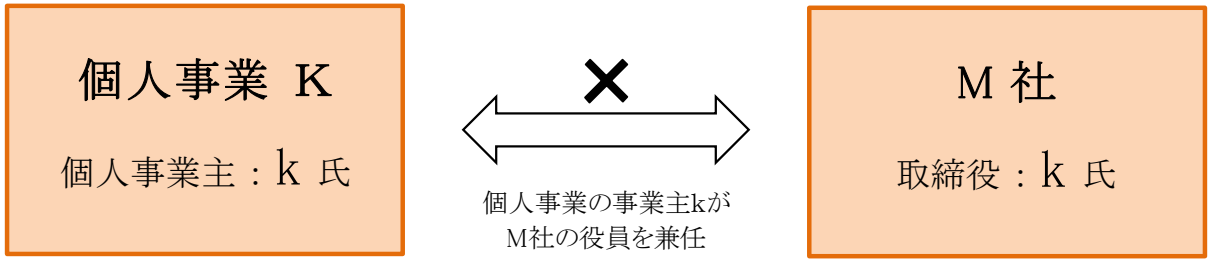

＜ケース２＞

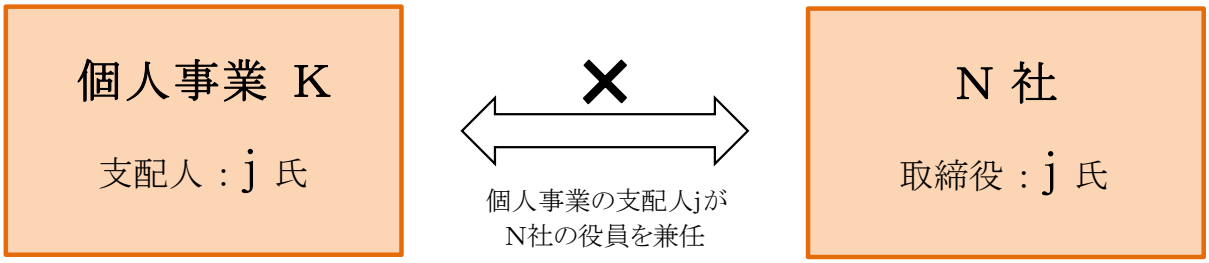

＜ケース３＞　親会社等、子会社等の関係

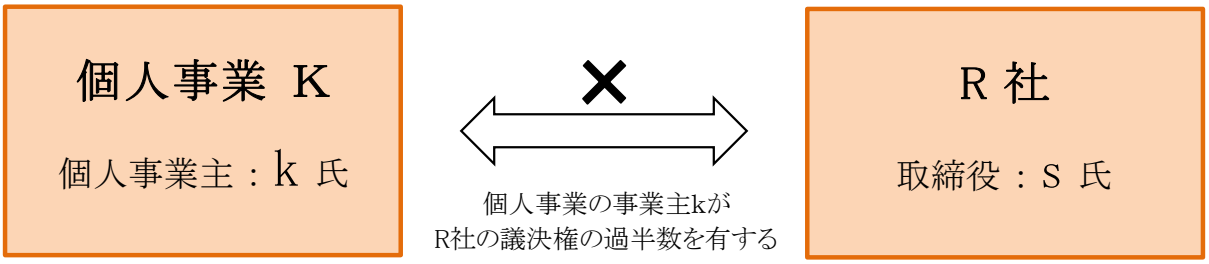

(1)　組合等と同時入札できない例

＜ケース１＞

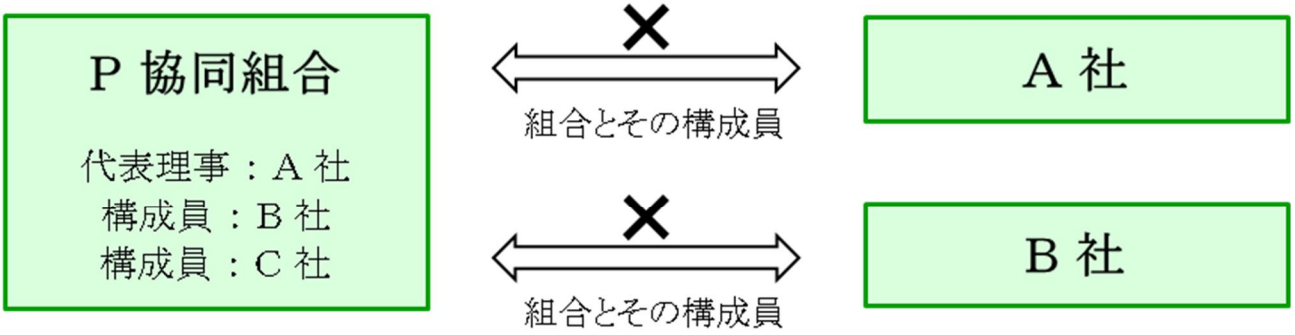

＜ケース２＞

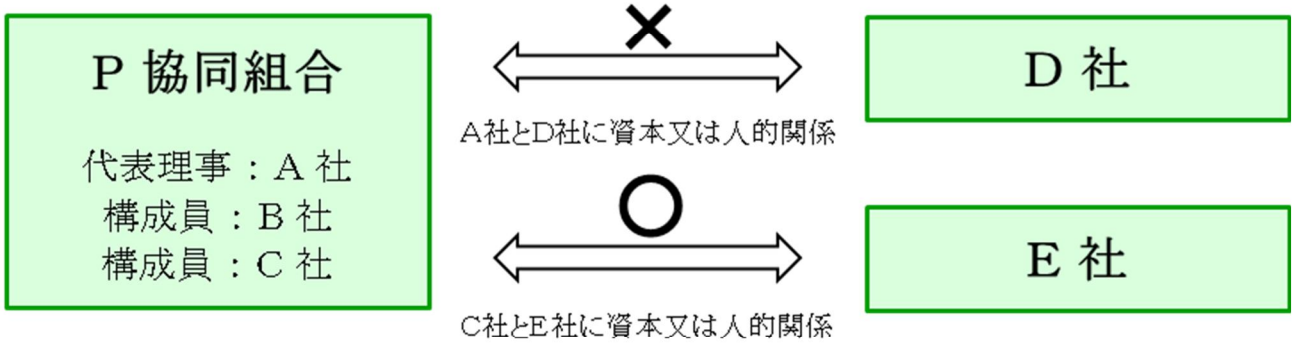

＜ケース３＞

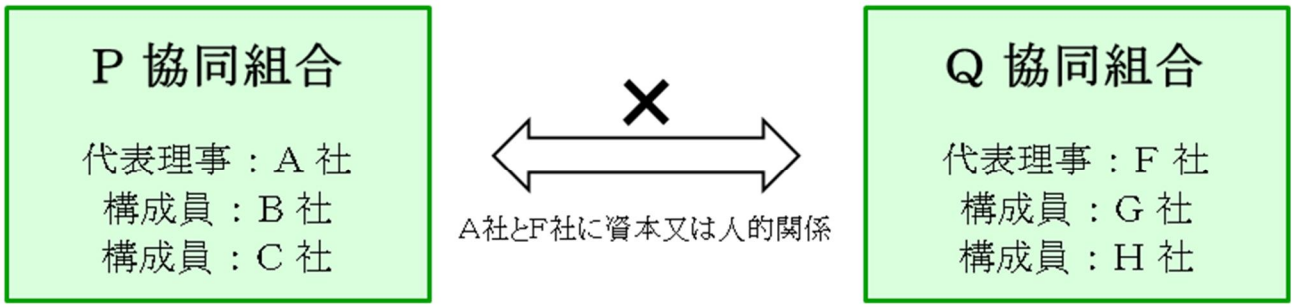

＜ケース４＞

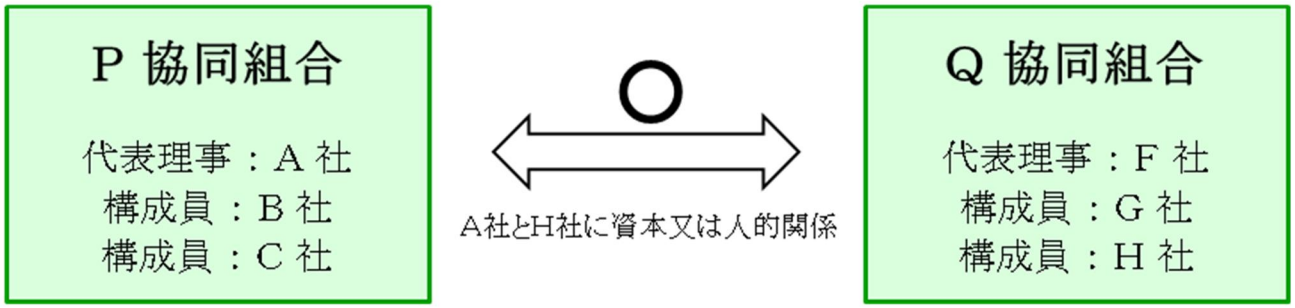

第２２　申請書等の記入例

【様式　第１号】入札参加資格審査申請書

【様式　第1号】(県内建設業者用)

記入例

入札参加資格審査申請書(県内建設業者)

令和　8　年　1　月　15　日

和歌山県知事　様

主たる営業所の所在地　和歌山市小松原通1-1
商号又は名称　(株)技術調査課
代表者役職氏名　代表取締役　和歌山　一郎
申請事務担当者名・連絡先　和歌山　二郎　TEL 073-441-3069　FAX 073-428-1810
申請手続(代理人・代行者)名・連絡先　　印　TEL　FAX

令和6・7年度において、和歌山県で行われる建設工事に係る条件付き一般競争入札に参加する資格の審査を申請します。
また、次の事項について誓約します。
・申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。
・和歌山県の定める欠格事項に該当する者でないこと。

1　受付番号(行政庁記入欄)　□□－□□□□　(申請者は記入しないでください。)

2　許可番号　大臣・知事コード 3 0　第 許可番号 6 2 0 5 1 5 号

3　代表者の役職名　代 表 取 締 役 □□□□□□□□□□　(法人の場合のみ役職名を記入してください。個人の場合は記入不要。)

4　新規申請・継続申請の別　1　審査基準日において入札参加資格を有している場合(継続申請)は「1」、有していない場合(新規申請)は「2」を記入。)

5　許可業種　(一般許可を持っている業種の枠に「1」を、特定許可を持っている業種の枠に「2」を記入。)

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
2	2			1				1				1										1			1			1

6　経営事項審査受審業種　(経営事項審査を受審している業種の枠に「1」を記入。)

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
1	1			1				1				1										1			1			1

令和 0 7 年 0 5 月 3 1 日　(今回の入札参加資格審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日[事業年度の終了の日]を記入。)

7　資格審査申請業種　(申請する業種の枠に「1」を記入。)

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
1	1			1				1														1			1			1

注：審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の入札参加資格審査申請業種において、平均完成工事高(完成工事高の列の2年平均又は3年平均の欄)が250万円以下の場合、これらの業種は申請できません。ただし網掛けの13業種については平均完成工事高が0円でなければ申請できます。

【様式　第２号】地方基準点数

【様式　第2号】(県内建設業者用)その1
〔地方基準点数等一覧表〕

記入例

商号又は名称　(株)技術調査課

1　許可番号	大臣・知事コード 3 0　第 許可番号 6 2 0 5 1 5 号
2　和歌山県税、消費税及び地方消費税の未納の有無	0　(未納がある場合は「1」、完納している場合は「0」を記入。)
3　独占禁止法の遵守体制の整備の有無	1　(独占禁止法遵守マニュアルを整備し社内研修又は社外講習の開催・受講を報告する場合は「1」、しない場合は「0」を記入。)
4　暴力団等排除への取組の有無	1　(不当要求防止責任者を選任し、かつ不当要求防止責任者講習を受講している場合は「1」、していない場合は「0」を記入。)
5　災害時等対応重機の所有の有無	ﾊﾞｯｸﾎｳ 2 台、ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ 0 台、ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ 3 台、回送車両 1 台 (評価対象となる重機を所有している場合は各々に台数を記入し、所有していない場合は「0」を記入。回送車両を委託している場合は「0」を記入。)
6　災害時対応仮設資材の所有の有無	H形鋼 3 t、鋼矢板 8 t　(小数点第1位を切り捨て) (評価対象となる資材を所有している場合は各々に数量を記入し、所有していない場合は「0」を記入。)
7　大規模災害時の応急対策業務の取組の有無	1　(和歌山県と災害協定を締結している団体の会員で災害協定に同意する場合は「1」、和歌山県内市町村と災害協定を締結している団体の会員で災害協定に同意する場合は「2」、いずれにも該当する場合には「3」、それ以外の場合は「0」を記入。) 【「1」「3」[を記入した場合、様式第8号の提出必要】
8　災害時等緊急対応への貢献の有無	和歌山県からの要請 2 件〈内訳:緊急工事 1 件、維持工事 1 件、その他 0 件〉 その他からの要請 1 件〈内訳:緊急工事 0 件、維持工事 1 件、その他 0 件〉 (評価対象となる災害時等緊急対応工事実績がある場合はその件数を記入し、ない場合は「0」を記入。上限は合わせて3件まで。)
9　ISO9000シリーズの認証取得の有無	1　(ISO9000シリーズの認証を取得している場合は「1」、取得していない場合は「0」を記入。)
10　ISO14000シリーズの認証取得の有無	1　(ISO14000シリーズの認証を取得している場合は「1」、取得していない場合は「0」を記入。)
11　エコアクション21の認証取得の有無	×　(エコアクション21の認証を取得している場合は「1」、取得していない場合は「0」を記入。) ※10のISO14000ｼﾘｰｽﾞが「1」の場合は×を記入。
12　産業廃棄物の処理体制の有無	2　(許可を受け処分業を行っている場合は「1」、処分に係る委託契約を行っているのと同時に収集運搬業の許可も受けている場合は「2」、処分に係る委託契約を行っている場合は「3」、収集運搬業の許可を受けている場合は「4」、それ以外の場合は「0」を記入。)

【様式　第2号】(県内建設業者用)その2

13　建設キャリアアップシステム登録者数の有無　[3] 名　(建設キャリアアップシステム登録者を雇用している人数(上限10名まで)を記入し、雇用していない場合は「0」を記入。)
【雇用している場合、様式第3号の提出が必要】

14　労働災害防止への取組の有無　[1]　(建設業労働災害防止協会会員である場合は「1」、それ以外の場合は「0」を記入。)

15　常時雇用者の確保　建設業従事職員数　[6] 名　(「(様式第6号)に記載した人数」＋「様式第7号に記載した人数」を記入。)
【様式第6号と様式第7号の提出が必要】

うち　[4] 名　(上記のうち「若年者、女性職員、ひとり親、保護観察対象者、市町村民税非課税者」の人数を記入。上限は4人まで。)

16　障害者雇用の有無　[1]　(総合点数算定取扱い基準に該当する障害者手帳を有する障害者を雇用している場合は「1」、していない場合は「0」を記入。)

17　建設業関連学科新規卒業者雇用の有無　[1] 名　地方基準点数で加点となる新規卒業者を雇用している人数(上限4人まで)を記入し、雇用していない場合は「0」を記入。
【雇用している場合、様式第4号の提出が必要】

18　次世代育成支援等への取組の有無　[1]　(次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、届出を行っている場合は「1」、行っていない場合は「0」を記入。)

[1]　(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、届出を行っている場合は「1」、行っていない場合は「0」を記入。)

[0]　(和歌山健康づくりチャレンジ運動に登録し、「わかやま健康推進事業所の認定」を受けている場合は「1」、受けていない場合は「0」を記入。)

19　完全週休二日制への取組の有無　[1]　(就業規則等で完全週休二日制を規定し、労働基準監督署に届け出ている場合は「1」、いない場合は「0」を記入。)

20　県工事の有無　[1]　(和歌山県が発注した工事(当初の契約額が250万円以下の随意契約を除く)のうち、R6.1.1～R7.12.31の期間に竣工検査を受けた工事がある場合は「1」、ない場合は「0」を記入。)

20-2　新たに加点を希望する高得点工事の有無　[1]　(資格認定開始日と同時に加点を希望する工事がある場合は「1」を、該当がない場合は「0」を記入。)

→「1」の場合、今回添付内容

業種　(　土木一式　)　[2] 件

業種　(　建築一式　)　[1] 件

業種　(　電気　)　[3] 件　　計　[6] 件

21　和歌山県優良工事表彰の有無　[1]　(手引きの別表1に定める期間に和歌山県優良工事表彰を受賞した場合は「1」、していない場合は「0」を記入。)

[土木一式]　(受賞した工事の業種名を記入し、複数ある場合は複数記入。)　合計 [1] 件

22　優秀施工者国土交通大臣顕彰の有無　[1]　(過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰を受賞した者を雇用している場合は「1」、していない場合は「0」を記入。)

【受賞者氏名　[和歌山　元郎]　受賞職種　[とび土工]　受賞時年齢　[59]　受賞年度　平成・(令和)　[4] 年度】

【様式　第2号】(県内建設業者用)その3

23	合併等の特別加算の有無	0 （手引きの別表1に定める期間に、合併等を行っている場合は「1」、行っていない場合は「0」を記入。）
24	労働保険の保険料完納の有無	0 （加入し未納のある場合は「1」、適用除外、加入し完納している場合は「0」を記入。）
25	社会保険の保険料完納の有無	0 （加入し未納のある場合は「1」、適用除外、加入し完納している場合は「0」を記入。）
26	CPD推奨単位取得者数	3 人 （CPDの単位を証明団体の推奨単位数以上取得している技術者を雇用している人数(上限5人まで)を記入し、雇用していない場合は「0」を記入。） 【雇用している場合、様式第6号に追記が必要】
27	外注費比率	4 9 . 2 % （外注費÷完成工事原価×100(小数点第2位を四捨五入)を記入。 ） ※個人事業者は損益計算書、法人は完成工事原価報告書の外注費と完成工事原価を用いる。
28	異なる許可番号での実績	大臣・知事コード □□ 第 許可番号 □□□□□□ 号　　大臣・知事コード □□ 第 許可番号 □□□□□□ 号

（平成12年4月1日以降に異なる許可番号で和歌山県と契約した工事の実績がある場合には、契約当時の許可番号を記入してください。大臣許可⇔知事許可の許可替えによる番号変更の場合や承継手続を行っている場合は記入は不要。）

【様式　第３号】建設キャリアアップシステム登録者一覧表

【様式　第3号】(県内建設業者用)
〔建設キャリアアップシステム登録者一覧表〕 ＜該当者がいない場合は提出不要＞

記入例

1　許可番号　　大臣・知事コード　許　可　番　号
3 0　第　6 2 0 5 1 5　号

商号又は名称　(株)技術調査課

2　建設キャリアアップシステム登録者名簿(10名以上いる場合は、そのうち10名のみ記入。)

No.	氏　名	生　年　月　日	重複コード
1	和歌山　二郎	S 3 8 0 3 1 0	1
2	和歌山　三郎	S 4 0 0 7 0 7	1
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(様式第6号「技術職員一覧表」に記載している者は「1」、
様式第7号「職員名簿(技術職員以外)」に記載している者は「2」、
いずれにも記載していない者には「×」を記入してください。)

※審査基準日時点で、常勤として雇用している
建設キャリアアップシステム登録者について記入してください。

【様式　第４号】建設業関連学科新規卒業者雇用一覧表

【様式　第4号】(県内建設業者用)
〔建設業関連学科新規卒業者雇用一覧表〕 ＜該当者がいない場合は提出不要＞ **記入例**

1　許可番号　大臣・知事コード 3 0　第　許可番号 6 2 0 5 1 5　号　　商号又は名称　(株)技術調査課

2　建設業関連学科新規卒業者職員名簿（4名以上いる場合は、そのうち4名のみ記入。）

氏　名	生年月日	加点業種（いずれかひとつの業種に「1」を記入。加点できる業種は学科により異なります。（別表2参照））
		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
和歌山　華子	H 1 3 0 6 0 7	1

※手引きの別表2に掲げる学科を卒業した後、1年未満の間に雇用し、かつ審査基準日において常勤として連続して雇用している者について記入してください。

※記載対象となる卒業年月日は手引きの別表1の17を参照してください。

※常時雇用者の確保との重複算定が可能です。

【様式　第５号】変更用・技術職員登録書

【様式　第5号】(県内建設業者用)
〔変更用・技術職員登録書〈この用紙は、1名の変更につき1枚使用します。〉

記入例　**技術者を追加する場合**

和歌山県知事　様

以下のとおり、技術職員に変更がありましたので、届け出をします。

主たる営業所の所在地　和歌山市小松原１－１

商号又は名称　(株)技術調査課

【様式　第5号】(県内建設業者用)
〔変更用・技術職員登録書(この用紙は、1名の変更につき1枚使用します。)

記入例

技術者を削除する場合

和歌山県知事　様

以下のとおり、技術職員に変更がありましたので、届け出をします。

主たる営業所の所在地　和歌山市小松原1－1

商号又は名称　(株)技術調査課

代表者役職氏名　代表取締役　和歌山　一郎

申請事務担当者名・TEL　和歌山　二郎　TEL　073-441-3070

申請手続代理人名・TEL　　印　TEL

1　届出年月日　令和 0 7 年 1 2 月 1 0 日

2　変更があった日　令和 0 7 年 1 2 月 0 1 日

3　許可番号　大臣・知事コード 3 0　第 6 2 0 5 1 5 号

4　変更内容　2　1 技術者の追加　2 技術者の削除　3 有資格区分の変更(実務経験の追加含む)　4 監理技術者資格業種の変更　5 監理技術者資格者証の交付番号の届出　6 監理技術者資格者証の交付番号の変更

(変更後)

氏名	生年月日	有資格区分コード	実務経験コード	監理技術者証交付番号

監理技術者資格業種

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

(変更前)

氏名	生年月日	有資格区分コード	実務経験コード	監理技術者証交付番号
京都　四郎	S40.02.03	002	23	

監理技術者資格業種

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

【様式　第5号】(県内建設業者用)
〔変更用・技術職員登録書(この用紙は、1名の変更につき1枚使用します。)

記入例

有資格区分の変更をする場合
(実務経験の追加も含む)

和歌山県知事　様

以下のとおり、技術職員に変更がありましたので、届け出をします。

主たる営業所の所在地　和歌山市小松原1－1
商号又は名称　(株)技術調査課
代表者役職氏名　代表取締役　和歌山　一郎
申請事務担当者名・TEL　和歌山　二郎　TEL 073-441-3070
申請手続代理人名・TEL　　印　TEL

1　届出年月日　令和 0 7 年 1 2 月 1 0 日
2　変更があった日　令和 0 7 年 1 2 月 0 1 日
3　許可番号　大臣・知事コード 3 0　第 6 2 0 5 1 5 号
4　変更内容　3　1 技術者の追加　2 技術者の削除　3 有資格区分の変更(実務経験の追加含む)　4 監理技術者資格業種の変更　5 監理技術者資格者証の交付番号の届出　6 監理技術者資格者証の交付番号の変更

(変更後)

氏名	生年月日	有資格区分コード	実務経験コード	監理技術者証交付番号
和歌山　一郎	S280304	214002	23	

監理技術者資格業種
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

(変更前)

氏名	生年月日	有資格区分コード	実務経験コード	監理技術者証交付番号
和歌山　一郎	S280304	214		

監理技術者資格業種
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

【様式　第5号】(県内建設業者用)
〔変更用・技術職員登録書(この用紙は、1名の変更につき1枚使用します。)

記入例

監理技術者資格業種を変更する場合

和歌山県知事　様

以下のとおり、技術職員に変更がありましたので、届け出をします。

主たる営業所の所在地　和歌山市小松原1－1

商号又は名称　(株)技術調査課

代表者役職氏名　代表取締役　和歌山　一郎

申請事務担当者名・TEL　和歌山　二郎　TEL　073-441-3070

申請手続代理人名・TEL　　印　TEL

1　届出年月日　令和 0 7 年 1 2 月 1 0 日

2　変更があった日　令和 0 7 年 1 2 月 0 1 日

3　許可番号　大臣・知事コード 3 0　第 6 2 0 5 1 5 号

4　変更内容　4　1 技術者の追加　2 技術者の削除　3 有資格区分の変更(実務経験の追加含む)　4 監理技術者資格業種の変更　5 監理技術者資格者証の交付番号の届出　6 監理技術者資格者証の交付番号の変更

(変更後)

氏名	生年月日	有資格区分コード	実務経験コード	監理技術者証交付番号
京都　一郎	S 1 9 1 2 1 5	1 1 3 1 2 0		0 0 1 0 1 1 2 3 7 8 9

監理技術者資格業種

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1		1				1	1				

(変更前)

氏名	生年月日	有資格区分コード	実務経験コード	監理技術者証交付番号
京都　一郎	S 1 9 1 2 1 5	1 1 3 1 2 0		0 0 1 0 0 1 2 3 7 8 9

監理技術者資格業種

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
1				1	1				1		1	1			1									1				

【様式 第5号】(県内建設業者用)
〔変更用・技術職員登録書(この用紙は、1名の変更につき1枚使用します。)

記入例

監理技術者資格者証の
交付番号を届け出る場合

和歌山県知事 様

以下のとおり、技術職員に変更がありましたので、届け出をします。

主たる営業所の所在地　和歌山市小松原1－1

商号又は名称　(株)技術調査課

代表者役職氏名　代表取締役　和歌山 一郎

申請事務担当者名・TEL　和歌山 二郎　TEL 073-441-3070

申請手続代理人名・TEL　　印　TEL

1 届出年月日　令和 07 年 12 月 10 日

2 変更があった日　令和 07 年 12 月 01 日

3 許可番号　大臣・知事コード 30　第 6205115 号

4 変更内容　5　1 技術者の追加　2 技術者の削除　3 有資格区分の変更(実務経験の追加含む)　4 監理技術者資格業種の変更　5 監理技術者資格者証の交付番号の届出　6 監理技術者資格者証の交付番号の変更

(変更後)

氏名	生年月日	有資格区分コード	実務経験コード	監理技術者証交付番号
大阪 次郎	S40年01月15日	113		00100357913

監理技術者資格業種

土	舗	大	左	と	石	屈	電	管	タ	鋼	筋	鋪	し	板	が	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
1					1	1				1		1	1		1													1

(変更前)

氏名	生年月日	有資格区分コード	実務経験コード	監理技術者証交付番号
大阪 次郎	S40年01月15日	113		

監理技術者資格業種

土	舗	大	左	と	石	屈	電	管	タ	鋼	筋	鋪	し	板	が	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

【様式　第5号】(県内建設業者用)
〔変更用・技術職員登録書(この用紙は、1名の変更につき1枚使用します。)

記入例

監理技術者資格者証の交付番号を届け出る場合

和歌山県知事　様

以下のとおり、技術職員に変更がありましたので、届け出をします。

主たる営業所の所在地　和歌山市小松原1－1

商号又は名称　(株)技術調査課

代表者役職氏名　代表取締役　和歌山　一郎

申請事務担当者名・TEL　和歌山　二郎　TEL 073-441-3070

申請手続代理人名・TEL　　印　TEL

1　届出年月日　令和 0 7 年 1 2 月 1 0 日

2　変更があった日　令和 0 7 年 1 2 月 0 1 日

3　許可番号　大臣・知事コード 3 0　第 6 2 0 5 1 5 号

4　変更内容　5　1 技術者の追加　2 技術者の削除　3 有資格区分の変更(実務経験の追加含む)　4 監理技術者資格業種の変更　5 監理技術者資格者証の交付番号の届出　6 監理技術者資格者証の交付番号の変更

(変更後)

氏名	生年月日	有資格区分コード	実務経験コード	監理技術者証交付番号
大阪　次郎	S 4 0 0 1 1 5	1 1 3		0 0 1 0 0 3 5 7 9 1 3

監理技術者資格業種

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
1				1	1				1		1	1			1									1				

(変更前)

氏名	生年月日	有資格区分コード	実務経験コード	監理技術者証交付番号
大阪　次郎	S 4 0 0 1 1 5	1 1 3		

監理技術者資格業種

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

【様式　第６号】技術職員・CPD 取得者数一覧表

【様式　第6号】(県内建設業者用)
〔技術職員・CPD取得者数一覧表〕

記入例

審査基準日時点のものを作成してください。
生年月日順(年長者→年少者)に記載してください。
CPDについては、5人まで加点対象にできます。

1　許可番号　大臣・知事コード [3][0]　第　許可番号 [6][2][0][5][1][5]　号　　商号又は名称　(株)技術調査課

2　頁数　[0][1]

3　技術職員・CPD取得者数一覧表

No.	氏名	生年月日	有資格区分コード（手引き別表3 参照）	CPD推奨単位取得（推奨単位を取得し加点対象としたい者に「1」、加点対象でない者に「0」）	証明団体コード（手引き別表4参照）
1	和歌山　一郎	S30410	113221230	1	01
2	和歌山　次郎	S38031	111113120230234	0	
3			+238		
4	和歌山　三郎	S40707	265064(05)	1	03
5					
6					
7					
8					
9					
10					

【様式　第7号】(県内建設業者用)

＜該当者がない場合又は技術職員数が30名以上の場合は提出不要＞

記入例

職員名簿（技術職員以外）

審査基準日時点のものを作成して下さい。
技術職員と併せて30名を越える場合には
30名まで記入してください。

商号又は名称(株)技術調査課

	氏名	生年月日	職務内容	備　考 (代表者との続柄、役職名等) ※監査役不可
1	和歌山　五郎	S61.9.2	営業	
2	和歌山　六郎	S62.9.20	営業	株主等
3	和歌山　七郎	S63.8.18	営業	顧問
4	和歌山　八郎	S63.10.20	重機オペレータ	
5	和歌山　華子	H4.6.7	経理	
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

【様式　第８号】大規模災害時の応急対策業務取組一覧表

【様式　第8号】(県内建設業者用)
〔大規模災害時の応急対策業務取組一覧表〕 ＜該当がない場合は提出不要＞ **記入例**

1　許可番号　大臣・知事コード [3][0] 第 許可番号 [6][2][0][5][1][5] 号　　商号又は名称　(株)技術調査課

2　和歌山県と災害協定を締結している団体の会員で災害協定に同意し加入している団体
（加入している団体及び加点を希望する業種の枠に「１」を記入。）
※①で申請する場合は①のみの申請に限る。②、③、④のうち複数の協会に加入している場合は2協会までの申請に限る。

①(一社)和歌山県建設業協会 [ ]

②(一社)和歌山県空調衛生工業協会 [1]

③(一社)和歌山電業協会 [ ]

④(一社)和歌山県営繕協会 [1]（加点業種(いずれか一つを選択)　建 [1]　電 [ ]　管 [ ]）

【様式　第9号の1～4】　重機・資材・緊急対応関係様式集

記入例

重機・資材・緊急対応関係様式集

- 様式　第9号の1　　確約書兼誓約書
- 様式　第9号の2　　災害時等対応重機及び運転者調書
- 様式　第9号の3　　災害時対応仮設資材調書
- 様式　第9号の4　　災害時等緊急対応実績（申請・認定）書

様式　第9号の1

記入例

確　約　書兼誓　約　書

令和　8年　1月　15日

和歌山県知事　様

申請者　主たる営業所の所在地　和歌山市小松原通１－１

商号又は名称　（株）技術調査課

代表者役職・氏名　代表取締役　和歌山　一郎

許可番号

大臣・知事ｺｰﾄﾞ　許可番号

3	0	第	6	2	0	5	1	5	号

別添のとおり、応急対策に必要な

■ 災害時等対応重機（注　（以下：「対応重機」という）

□ 災害時対応仮設資材（注　（以下：「対応資材」という）

について調書を提出し、下記事項について確約及び誓約いたします。

（注：必ず提出する調書の該当項目の□を塗り潰すこと）

記

１．貴県からの災害時における応急対策の要請に協力することを確約します。
２．貴県が実施する対応重機・対応資材の確認に関する現地調査に協力することを確約します。
３．調書の内容については、事実と相違ありません。
４．この確約及び誓約が虚偽であり、又はこの確約及び誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

様式　第9号の2

災害時等対応重機及び運転者調書

記入例

申請者の許可番号	30-620515	作成年月日	令和　8年　1月　15日
申請者の商号又は名称	（株）技術調査課		
重機保管基地（所在地）	和歌山市●●丁123-4		

記載漏れにご注意ください。

重機に関する事項

重機「規格」	区別番号	駆動形式 機械種別		車両番号（定期自主検査標章）	メーカー名	型式	車台番号	有効期限満了日	規格	備考
バックホウ 「山積0.11m³（旧JIS0.10m³）以上」 又は **トラクターショベル** 「ｸﾛｰﾗ：平積0.40m³以上」 「ﾎｲｰﾙ：山積0.34m³以上」	1	ｸﾛｰﾗ	ﾊﾞｯｸﾎｳ	特自検（商標0101234）	コマツ	PC120-6	1W001234	R8.10.1	（ﾊﾞｹｯﾄ容量）　0.5 m³	11.70（9.2）t
	2	ｸﾛｰﾗ	ﾊﾞｯｸﾎｳ	特自検（商標0202345）	日立建機	ZX35U-3	2W002345	R8.11.15	（ﾊﾞｹｯﾄ容量）　0.11 m³	3.61（2.82）t リース期間R6.5.1～R11.4.30
	3	ﾎｲｰﾙ	ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ	和歌山00　ぎ　3456	クボタ	R530	3W003456	R9.2.2	（ﾊﾞｹｯﾄ容量）　0.5 m³	小型3.95（2.95）t
	4								（ﾊﾞｹｯﾄ容量）　m³	
ダンプトラック 「積載重量（2t積み）以上」 （回送にも使用する場合は備考欄に回送と記入すること）	Ⅰ	和歌山100　じ　4567			日産UD	KL-CW48A	4W004567	R9.1.30	積載重量　9.95　t	※回送車両として使用する場合は「回送」と記載
	Ⅱ	和歌山400　ざ　5678			三菱	KK-FH21GC	5W005678	R8.7.5	積載重量　3.95　t	
	Ⅲ								積載重量　t	
	Ⅳ								積載重量　t	
	Ⅴ									
	Ⅵ									
	Ⅶ									
回送車両 （回送可能な車両を１台記入） ※ダンプトラックⅠ～Ⅶのうち、回送用に使うものがある場合、この欄は記載不要です	①	和歌山100　ば　7891			三菱	KC-FN825K	FN825K-00000	R9.1.5	積載重量　12.5　t	

車両の回送を委託している場合は、委託先回送業者の事業許可番号（「近運自貨123号」等）を記載してください。

運転者に関する事項

運転者氏名 生年月日	公道走行に必要な運転免許	操作するのに必要な資格	建設機械施工管理技士
和歌山　太郎 S25.4.6	大型免許	技能講習	2級（第2種）
和歌山　次郎 S40.8.12	中型免許	技能講習 特別教育	
県土　三郎 S40.6.28	大型免許 小型特殊免許	特別教育	2級（第1種）
県土　四郎 S62.7.1	大型免許		
技調　五郎 H8.5.5	中型免許		
技調　六子 S56.8.16			
技調　七美 H10.10.10	大型免許		

【記載要領】

審査基準日時点で**県内に配備**している**自社所有**の災害時等対応重機（バックホウ、トラクターショベル【ショベルローダー】、ダンプトラック、回送車両）について記入する。

「重機に関する事項」について

1　重機保管基地　…　対応重機の主な保管基地に係る所在地を記入する。
2　車両番号　…　(1) 車検を受けている重機 → 車検番号　(2) 車検を受けていない重機 → 定期（特定）自主検査標章番号
3　有効期限満了日　…　(1) 車検を受けている重機 → 車検満了日　(2) 車検を受けていない重機 → 次回定期（特定）自主検査日前日
4　備考　…　(1) バックホウ → 機械（機体）重量　(2) トラクターショベル → 機体重量
(3) ショベルローダー → 最大荷重　(4) 回送車両（委託の場合） → 委託先回送業者の事業許可番号

※　注）・各重機とも、リースの場合はリース期間を併記する。
・トラクターショベル及びショベルローダーがホイール式で公道走行可能の場合、大型・小型特殊自動車の別を併記する。

「運転者に関する事項」について

対応重機に係る運転者の氏名、生年月日を記入し、免許・資格等の欄は、それぞれの対応重機の運転に必要な資格の有無について、以下により該当するものを記載すること。**（プルダウンから選択可能。）**

1　バックホウの運転者は、申請するバックホウを運転できる有資格者〔労働安全衛生法第61条による車両系（小型車両系）建設機械運転技能講習（特別教育）【整地・運搬・積込・掘削機械】の修了者、建設機械施工技士（2級の場合、第2種の取得者に限る）〕とする。
2　トラクターショベル【ショベルローダー】の運転者は、申請するトラクターショベル【ショベルローダー】を運転できる有資格者〔労働安全衛生法第61条による車両系（小型車両系）建設機械運転技能講習（特別教育）【整地・運搬・積込・掘削機械】の修了者、ショベルローダー等運転技能講習（特別教育）の修了者、建設機械施工技士（2級の場合、第１種の取得者に限る）〕とする。
3　トラクターショベル【ショベルローダー】（ﾎｲｰﾙ式で車検を受けている重機）については、上記２に加え、当該重機を運転するために必要な運転免許の取得者とする。
4　公道走行に必要な運転免許欄の上段は、「普通免許」・「準中型免許」・「中型免許」・「大型免許」のうち、運転者が取得しているもっとも上位の免許を記載する。
下段は、「大型特殊免許」・「小型特殊免許」のうち、取得している免許を記載する。
5　操作するのに必要な資格欄の上段は、上記１又は２の技能講習を修了している場合、「技能講習」と記載する。
下段は、上記１又は２の特別教育を修了している場合、「特別教育」と記載する。
6　建設機械施工技士欄は、「１級」・「２級（１種）」・「２級（２種）」のうち、運転者が取得している資格を記載する。
7　ダンプトラック及び回送車両の運転者は、申請の自動車を運転するために必要な運転免許の取得者とする。但し、重機の回送を回送業者に委託している場合は、運転者の記入は不要。
8　災害時等対応重機の運転者は１台につき１名を必須とし、他の災害時等対応重機の運転者とは兼務できないものとする。但し、回送車両の運転者は1台に限り他の重機の運転者及びオペレーターを兼務できるものとする。（ダンプトラックが回送車両を兼ねる場合は、兼務できないものとする。）

定 義 等

県内に配備　…　次のいずれかに該当することをいう。

- 建設業許可に係る主たる営業所を管轄する振興局管内の市町村に常に配備されている。
- 建設業許可に係る主たる営業所を管轄する振興局管内の市町村に隣接する当該振興局管外（他府県を含む）の市町村に常に配備されている。

自社所有　…　自社所有又は１年以上のリース契約（将来的に所有権を得ることを前提としたリース契約に限る）を行っているものをいう。但し、回送車両についてはその限りではない。
※自社所有の自社名は、審査基準日時点での入札参加資格申請者名義（法人の場合は自社名、個人事業者の場合は代表者名）に限る。

【　参考　】

小型特殊自動車：特殊自動車で、全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.8m（ﾍｯﾄﾞｶﾞｰﾄﾞを除く=2.0m）以下で、最高速度15km／h以下の自動車。
大型特殊自動車：特殊自動車で、小型特殊自動車以外の自動車。（道路交通法）
トラクターショベル：土砂などのバルク貨物を積み込んだりする特殊自動車で、一般的に４輪駆動で前輪操舵である重機（車両系建設機械）
ショベルローダー　：土砂などのバルク貨物を積み込んだりする特殊自動車で、一般的に二輪駆動で後輪操舵である重機（ショベルローダー）

組合せ例：山積0.11m^3バックホウ＋４ｔダンプ（回送兼用）で30点（機械重量が積載重量を超えていないか確認すること）、他に山積0.45m^3バックホウ1台所有で10点、2tダンプ１台所有で5点加点となり、合計で45点となる。（※それぞれに運転者が必要）

様式　第9号の3

災害時対応仮設資材調書

申請者の許可番号	30-620515	作成年月日	令和　8年　1月　15日
申請者の商号又は名称	（株）技術調査課		
資材保管基地(所在地)	和歌山市●●丁123-4 ←記載漏れ注意！！		

記入例

仮設資材「規　格」	区別番号	規　格	本　数	長さ:実寸計（m）	単位質量（t/m）	規格別重量（t）	仮設資材別重量（t）	備　考
H形鋼「高さ300mm以上、幅150mm以上、長さ5m以上」（3t 以上所有）	1	300×150×6.5×9 L＝10m1本、8m2本	1 本	26 m	0.0367 t/m	0.9 t		
	2	300×300×10×5 L＝6m1本、7m1本	2 本	13 m	0.093 t/m	1.2 t		
	3	400×400×13×21 L＝5.5m2本	2 本	11 m	0.172 t/m	1.8 t		
	4		本	m	t/m	0 t		
	5		本	m	t/m	0 t		
	6		本	m	t/m	0 t		
	7		本	m	t/m	0 t	計 3.9 t	
鋼矢板「Ⅱ型以上で、長さ6m以上」（8t 以上所有）	Ⅰ	Ⅱ型 L＝6m5本	5 本	30 m	0.048 t/m	1.4 t		
	Ⅱ	Ⅲ型 L＝7m1本、10m5本	6 本	57 m	0.06 t/m	3.4 t		
	Ⅲ	Ⅳ型 L＝10m5本	5 本	50 m	0.076 t/m	3.8 t		
	Ⅳ		本	m	t/m	0 t		
	Ⅴ		本	m	t/m	0 t		
	Ⅵ		本	m	t/m	0 t	計 8.6 t	

自動で入力されます。

記載要領

1　この調書は、審査基準日時点で、県内に配備※している自社所有の災害時対応仮設資材（H形鋼、鋼矢板）について記入すること。

2　災害時対応仮設資材は審査基準日時点で自社所有（自社で所有しているもののみ）しているもので、工事の仮設資材と併用しているものも認める。但し、短い部材を溶接等で接合している場合等は認めない。

3　各災害時対応仮設資材の規格別に本数、実寸長さの合計、単位質量を記入する。評価基準となる規格以上で、記入例以外の資材を申請する場合は、適正な「単位質量」を使用すること。なお、その場合は備考欄に根拠となる資料名又は算出根拠を記入すること。

4　各「仮設資材別重量」は、「規格別重量」＝【長さ（実寸計）×単位質量】の総和とする。（小数第2位以下切り捨て）

5　資材保管基地（所在地）については、対応資材の主な保管基地（1箇所）に係る所在地を記入すること。

※　県内に配備　…　次のいずれかに該当することをいう。

・　建設業許可に係る主たる営業所を管轄する振興局管内の市町村に常に配備されている。

・　建設業許可に係る主たる営業所を管轄する振興局管内の市町村に隣接する当該振興局管外（他府県を含む）の市町村に常に配備されている。

様式　第9号の4

災害時等緊急対応実績（申請・認定）書

認定者
●●振興局 建設部長　　様

令和　8年　1月　15日

記入例

申請者　主たる営業所の所在地　和歌山市小松原通１－１
商号又は名称　（株）技術調査課
代表者役職・氏名　代表取締役　和歌山　一郎
許可番号　大臣・知事コード　3 0　第　許可番号　6 2 0 5 1 5　号

弊社は、
□ 国　（機関名：　　）
■ 地方公共団体　（機関名：　和歌山県県土整備部　）
□ 施工実績認定基準（平成２１年１月２２日施行）に定める法人　（機関名：　　）
と契約し和歌山県内における
（件名①：　令和●年 道維修 第１号　工期：　R6.9.29～R6.10.2　）
（件名②：　　工期：　　）
（件名③：　　工期：　　）　について、

■ 大雨等による崩土除去等、災害時に要請した緊急工事　（　対応日及び件名番号を記入　）
□ 崩土除去等、不測時の対応を目的とした維持工事　（　対応日及び件名番号を記入　）
□ その他（　　）（　対応日及び件名番号を記入　）への対応実績として、認定を申請いたします。

注　※申請する対応実績の該当項目の□を塗り潰すこと。また、機関名を記入すること。
※申請する対応実績に係る契約書等の写し（件名、申請者名が確認できる書面のみ）を添付すること。
※局建設部及び海南工事事務所以外での対応実績については、工事写真と工事打合簿等で緊急対応した状況を証明できる資料の写しも必ず添付すること）
（下請の場合は、下請契約書又は注文書及び請書等の契約状況を証明できる資料の写しも添付すること）
※添付資料も含め「２部」提出すること。

点線より下は記載しないでください。

令和　　年　　月　　日

時等緊急対応実績（　有り　・　無し　）と認定する。

事前に申請書を提出する建設部で認定を受ける必要があります。認定を受けたものを申請時に提出してください。

認定者　●●振興局建設部長　印

【　作成要領　】
1　事前に申請書を提出する建設部に災害時等緊急対応実績（申請）書（様式　第9号の4）を提出の上、認定を受けたものを添付すること。
2　提出先と同一の振興局建設部及び海南工事事務所以外での対応実績で、契約書・工事写真・工事打合簿等の緊急対応した状況を証明できる資料がない場合は、発注者に「緊急対応を要請した内容等が確認できる証明資料」と「支出状況が分かる資料（支出票等の写し）等」の作成を依頼し、それを契約書等の代わりに、添付資料として提出すること。（認定は申請書を提出する建設部で行います。）
※　対応実績は、一つの契約であっても、発注者からの緊急要請が複数あった場合は、緊急要請のあった工事毎に対応実績として、認められる場合があります。
※　元請業者が事前に発注者の了解を得て、実働及び履行が確認された下請業者も対象となります。

【様式　第 10 号】資本・人的関係のある関連業者届出書

【様式　第10号】

資本・人的関係のある関連業者届出調書　（　新　規　・　変　更　）

※新規・変更のどちらかに〇を付けて提出してください

※定期受付・追加受付の場合はすべて新規に〇をつけてください。

令和8年1月15日

和 歌 山 県 知 事　様

（県土整備部　技術調査課）

記入例
（該当ありの場合）

（ 申請者 ）

許可番号	30-620515
所在地	和歌山市小松原通1-1
商号又は名称	(株)技術調査課
代表者名	代表取締役　和歌山　一郎

条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格を有する者（申請中の者も含む）との資本関係又は人的関係については、下記のとおりです。

記

1　資本関係がある他の入札参加資格（申請）者

（1）親会社等の関係にある他の入札参加資格（申請）者【法人または個人事業主】

商号又は名称	許可番号	所在地	備考
（株）県土整備部	00-987654	和歌山市小松原１－１－１	親会社

（2）子会社等の関係にある他の入札参加資格（申請）者【法人】

商号又は名称	許可番号	所在地	備考
（株）海草	30-555555	和歌山市小松原３－１	
（株）西牟婁	30-333333	和歌山市小松原３－２	

（3）親会社等が同じ子会社等同士の関係にある他の入札参加資格（申請）者【法人】

商号又は名称	許可番号	所在地	備考
（株）県土整備総務	30-888888	和歌山市小松原２－２	
（株）用地対策	30-777777	和歌山市小松原２－１	

2　人的関係がある他の入札参加資格（申請）者 【法人または個人事業主】

商号又は名称	許可番号	所在地	備考
（株）海草	30-555555	和歌山市小松原３－１	取締役兼務
（株）西牟婁	30-333333	和歌山市小松原３－２	取締役兼務
海南工事	30-654321	和歌山市小松原３－３	取締役兼務

（記載要領）

① 資本関係又は人的関係がある他の入札参加資格(申請)者の**有無に関わらず提出が必要**です。

② 該当が無い場合、余白部分に「該当なし」と記載してください。

③ 親会社等だけでなく、記載に関わる全当事会社の提出が必要です。

④ 人的関係がある場合、備考欄に関係の内容を記載してください。

⑤ 複数の法人又は個人により構成される組合等については、申請時点の当該組合等に係る組合員名簿を添付してください。

⑥ 届け出た資本関係又は人的関係の内容に変更が生じた場合は、変更後の内容を記載のうえ、速やかに提出してください。

なお、資本関係又は人的関係が解消された場合は、「備考」欄に「〇年〇月解消」と記載して提出してください。

※ 調書の提出先 ： 主たる営業所を管轄する各振興局建設部又は海南工事事務所

【様式　第10号】

資本・人的関係のある関連業者届出調書（新　規・変　更）

※新規・変更のどちらかに〇を付けて提出してください

記入例
（該当なしの場合）

令和8年1月15日

和 歌 山 県 知 事　様
（県土整備部　技術調査課）

該当なし

（申請者）

許可番号	30-620515
所在地	和歌山市小松原通1-1
商号又は名称	(株)技術調査課
代表者名	代表取締役　和歌山　一郎

条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格を有する者（申請中の者も含む）との資本関係又は人的関係については、下記のとおりです。

記

1　資本関係がある他の入札参加資格（申請）者

（1）親会社等の関係にある他の入札参加資格（申請）者【法人または個人事業主】

商号又は名称	許可番号	所在地	備考

（2）子会社等の関係にある他の入札参加資格（申請）者【法人】

商号又は名称	許可番号	所在地	備考

（3）親会社等が同じ子会社等同士の関係にある他の入札参加資格（申請）者【法人】

商号又は名称	許可番号	所在地	備考

2　人的関係がある他の入札参加資格（申請）者【法人または個人事業主】

商号又は名称	許可番号	所在地	備考

（記載要領）

① 資本関係又は人的関係がある他の入札参加資格(申請)者の**有無に関わらず提出が必要**です。

② 該当が無い場合、余白部分に「該当なし」と記載してください。

③ 親会社等だけでなく、記載に関わる全当事会社の提出が必要です。

④ 人的関係がある場合、備考欄に関係の内容を記載してください。

⑤ 複数の法人又は個人により構成される組合等については、申請時点の当該組合等に係る組合員名簿を添付してください。

⑥ 届け出た資本関係又は人的関係の内容に変更が生じた場合は、変更後の内容を記載のうえ、速やかに提出してください。
なお、資本関係又は人的関係が解消された場合は、「備考」欄に「〇年〇月解消」と記載して提出してください。

※ 調書の提出先 ： 主たる営業所を管轄する各振興局建設部又は海南工事事務所

【添付書類ア】同意書

添付書類ア

同意書

令和　8年　1月　15日

和歌山県知事　様

商号又は名称	(株)技術調査課
代表者役職氏名	代表取締役　和歌山　一郎
許可番号	大臣・知事コード：3 0　第　許可番号：6 2 0 5 1 5　号

和歌山県に入札参加資格の申請を行うにあたり、下記の事項について同意します。

記

1　県が立入調査等を実施すること及びその調査に協力すること。

2　県が社会保険の加入・納入状況を照会するために年金事務所等関係機関に入札参加資格審査申請書及び添付書類並びに建設業許可に係る申請書及び変更届出書に記載した情報を提供すること。

3　県が労働保険の加入・納入状況を照会するために労働局等関係機関に入札参加資格審査申請書及び添付書類並びに建設業許可に係る申請書及び変更届出書に記載した情報を提供すること。

4　県が暴力団関係者等排除に係る誓約の遵守状況を照会するために警察等関係機関に入札参加資格審査申請書及び添付書類並びに建設業許可に係る申請書及び変更届出書に記載した情報を提供すること。

5　資格認定結果に係る県が定めた内容を和歌山県ホームページ等を通じて公表すること。

【添付書類イ】暴力団排除に関する誓約書

添付書類イの1

暴力団排除等に関する誓約書

令和　8年　1月　15日

和歌山県知事　様

商号又は名称	(株)技術調査課
代表者役職氏名	代表取締役　和歌山　一郎
許可番号	大臣・知事コード：3 0　第　許可番号：6 2 0 5 1 5　号

私は、法令及び和歌山県が定める入札参加関連規定を遵守した上で、入札参加を行うものとし、下記のことを誓約いたします。
なお、私がこの誓約に違反した場合にはいかなる処分を受けても異議を申しません。

記

1　次の各号に該当する者（以下「経営者等」という。）が現在、和歌山県暴力団排除条例第6条第1号の規定による暴力団関係者等（以下「暴力団関係者等」という。）でないこと。

(1)　建設業許可業者
(2)　建設業許可業者の使用人（建設業法施行令第3条に規定する使用人をいう。）
(3)　建設業許可業者の法定代理人
(4)　建設業許可業者の経営に影響力を有する者
（法人にあっては建設業法第5条第3号に規定する役員等、法人以外の者にあっては、これらに相当すると認められるものをいう。）
(5)　建設業許可業者の法定代理人の経営に影響力を有する者
（法人にあっては建設業法第5条第3号に規定する役員等、法人以外の者にあっては、これらに相当すると認められるものをいう。）

2　将来にわたって暴力団関係者等を経営者等にしないこと。

3　不当要求行為等を受けた場合は拒否するとともに遅滞なくその事実を発注者に報告し、和歌山県警察管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。

4　下請契約等（一次若しくは二次下請以降全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約をいう。）を締結した場合は、当該下請負人等（一次若しくは二次下請以降全ての下請負人又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方をいう。）が、不当要求行為等を受けた場合は、これを拒否させるとともに遅滞なくその事実を発注者に報告し、和歌山県警察管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をさせること。

5　和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動又は暴力を用いないこと。

6　和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損しないこと。

7　他者が上記5及び6に反する行為をしたことを知り得た時は、その事実を発注者に報告すること。

【添付書類イの２の１】役員等調書

添付書類イの2の1

役 員 等 調 書

令和 8 年 1 月 15 日

和歌山県知事 様

商 号 又 は 名 称　(株)技術調査課

代 表 者 役 職 氏 名　代表取締役 和歌山 一郎

許 可 番 号　大臣・知事コード 3 0 第 許可番号 6 2 0 5 1 5 号

1 枚のうち 1 枚

発行済み株式総数又は総出資額	総株主又は総出資者数
200 株	4 名

役員等氏名	フリガナ	生年月日	住所	役職	所有株数又は出資の価額
和歌山 一郎	ワカヤマ イチロウ	S50.4.10	和歌山市〇〇	代表取締役・株主等	150
和歌山 二郎	ワカヤマ ジロウ	S58.3.10	和歌山市〇〇	取締役支店長	0
和歌山 三郎	ワカヤマ サブロウ	S60.7.7	海南市〇〇	取締役	0
和歌山 花子	ワカヤマ ハナコ	H3.10.31	和歌山市〇〇	株主等	15
(株)和歌山組	ワカヤマグミ		和歌山市〇〇	株主等	30
和歌山 一	ワカヤマ ハジメ	S30.4.10	大阪府堺市〇〇	顧問	0

※ 審査基準日時点の役員等について作成してください。

※ 個人の場合は事業主、令第3条使用人、法定代理人(いる場合のみ)及び法人の法定代理人(いる場合のみ)の役員等について作成してください。

※ 法人の場合は建設業法第5条第3号に規定する者について記載をし、うち、株主等については議決権の100分の5以上を有する者、又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている者を記載してください。

※ 「所有株数又は出資の価額」の欄には、株数を記載するときは「〇〇株」、出資の価額を記載するときは「〇〇円」とその単位を記載してください。

※ 株主が取締役等を兼務している場合は「取締役・株主等」と並記してください。

【添付書類ウの１】

添付書類ウの1

記入例

独占禁止法遵守のための研修(講習)の実施(参加)報告書

令和　8　年　1　月　15　日

和歌山県知事　様

商号又は名称	(株)技術調査課
代表者役職氏名	代表取締役　和歌山　一郎
許可番号	大臣・知事コード：3 0　第　許可番号：6 2 0 5 1 5　号

【社内研修(講習会)】

ア 実施年月日

イ 実施場所(名称及び所在地)

ウ 研修(講習)実施団体名及び講師名

エ 研修会(講習会)のテーマ【簡潔に】

オ 受講者名・受講者数【3名までの役職氏名を記入し、それ以外は、「その他○○人」と記入してください。】

【社外研修(講習会)】

ア 実施年月日
　令和7年●月●日
イ 実施場所(名称及び所在地)
　和歌山県民文化会館　和歌山市小松原通1-1　※オンラインで受講した場合は「オンラインで受講」と記載してください。
ウ 研修(講習)実施団体名及び講師名
　和歌山県・公正取引委員会　●●
エ 研修会(講習会)のテーマ【簡潔に】
　入札談合の防止に向けて
オ 受講者名・受講者数【3名までの役職氏名を記入し、それ以外は、「その他○○人」と記入してください。】

　代表取締役　和歌山　一郎　　その他1人

※【社内研修(講習会)】または【社外研修(講習会)】のどちらか一方の記入でかまいません。

添付書類ウの2

独占禁止法遵守マニュアルに関する誓約書

和歌山県知事　様

令和　8 年　1 月　15 日

商号又は名称	(株)技術調査課
代表者役職氏名	代表取締役　和歌山　一郎
許可番号	大臣・知事コード：3 0　第　許可番号：6 2 0 5 1 5　号

審査基準日において、先に和歌山県に提出した独占禁止法遵守マニュアルと相違ないことを誓約します。

【添付書類エ】障害者雇用状況調べ

添付書類エ

障害者雇用状況調べ（非法定義務建設業者用）

令和　8年　1月　15日

和歌山県知事　様
（県土整備部　技術調査課）

商号又は名称

代表者役職氏名

許可番号　大臣・知事コード　許可番号　第　号

下記事項について、相違ありません。

記

該当するものに印を付けてください。

所有している手帳	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
手帳に記載している 障害の等級又は程度	1級　2級　3級 4級　5級　6級	A1　A2 B1　B2	1級　2級　3級
社会保険加入の有無	有	無	
雇用保険加入の有無	有	無	
役職等	＜個人の場合＞ 職員　使用人 ＜法人の場合＞ 職員　役員等（雇用関係にある者）		
主たる従事場所	主に現場	主に事務所内	

【提示書類】（確認後、返却）
当該様式に記載した方の、手帳の写し（氏名と等級（程度）のわかる部分）

【添付書類】
審査基準日において雇用していることが分かる書面の写し

※法定義務建設業者（常時雇用者数40人以上）については、この用紙を使用せずに、障害者雇用状況報告書の写し（管轄公共職業安定所の確認印（受付印）のあるもの）と到着確認画面を提出してください。

※上記の表には、1名に対する状況を記載してください。
※この書類は、入札参加資格審査の資料以外の他の目的には利用しません。

【添付書類オ】労働保険料納付証明書

添付書類オ

記入例

労働保険料納付証明書（和歌山県提出用）

歳入徴収官　　令和 8 年 1 月 15 日

和歌山労働局長　殿

〒 640-8585

主たる営業所の所在地　和歌山市小松原通1-1

商号又は名称　(株)技術調査課

代表者役職氏名　代表取締役　和歌山　一郎

申請人

電話番号　073-441-3069

建設業許可番号　30 第 6205115 号

雇用保険事業所番号　3001 － 1234567 － 1

上記雇用保険に係る
労働保険番号　30 － 1 － 01 － 123456 － 123

和歌山県への条件付き一般入札参加[illegible]付資料として必要ですので、労働保険（労災保険・雇用保険）の納付状況について、下記にて[illegible]

な[illegible]技術調査課へ提出願います。

ま[illegible]、和歌山労働局から和歌山県に納付状況について情

頭二桁が「30」以外の場合は、和歌山県以外ですので、ご自身で当該労働局の証明を取得し、その証明書（原本）を添付書類としてください。

証明　第　　号
令和　年　月　日

1　上記労働保険番号での雇用保険加入状況

・雇用保険加入の有無　（　有　・　無　）

2　労働保険料（労災保険・雇用保険）納付状況

・滞納の有無　（　有　・　無　）

（労働保険の加入がない場合も「無」として回答します。）

上記のとおり証明する。

歳入徴収官
和歌山労働局長

*【添付書類カ】社会保険料確認書

社会保険料納入確認(申請)書 （和歌山県提出用）

令和 8 年 1 月 15 日

日本年金機構 和歌山東年金事務所長
日本年金機構 和歌山西年金事務所長
日本年金機構 田　　辺年金事務所長 } 様

事業所所在地　和歌山市小松原通1-1

事業所名称　(株)技術調査課

代表者役職氏名　代表取締役 和歌山 一郎

事業所電話番号　073-441-3069　（担当者名: 和歌山 二郎 ）

事業所整理記号　21 ワワワ　事業所番号 0003

建設業許可番号　30第620515号

和歌山県への条件付き一般入札参加に係る添付資料として必要ですので、社会保険料の納付状況について、下記にて確認をお願いします。

なお、確認後は、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に提出願います。

記

項　　目	未納の有無	対 象 期 間	備　考
社 会 保 険 料 （延滞金を含む）	有 ・ 無	令和　年　月分 までの全期間	

手引きの別表1
「添付書類カ」欄の年月を記入

上記のとおり相違ないことを確認します。

令和　年　月　日

同意書

和　歌　山　県　知　事 } 様

日本年金機構 和歌山東年金事務所長
日本年金機構 和歌山西年金事務所長
日本年金機構 田　　辺年金事務所長

和歌山県建設工事入札参加資格審査申請に添付書類として必要がありますので、社会保険料の納付状況（確認日時点までの全期間）について、和歌山県知事が管轄年金事務所長に報告を求めることに同意します。

なお、確認後は、管轄年金事務所長が和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に社会保険料納入確認書を提出することに併せて同意します。

令和 8 年 1 月 15 日

事業所所在地　和歌山市小松原通1-1

事業所名称　(株)技術調査課

代表者役職氏名　代表取締役 和歌山 一郎

【添付書類キ】

添付書類キ

和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書

令和 8 年 1 月 15 日

和歌山県知事 様

1 申請者は、以下のことを誓約します。

和歌山県税（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等に滞納がないこと。

2 申請者は、以下のことに同意します。

上記1の確認のため、全ての和歌山県税（個人県民税および地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入状況に関して、和歌山県の税務担当職員が入札参加資格申請の審査に関わる職員に対して、和歌山県税の納税情報の提供を行うこと。

以上に誓約および同意のうえ、提出をおこないます。

個人事業主	住民票記載の住所	
	主たる営業所の所在地（住民票と異なる場合）	
法人	登記簿記載の本店所在地	和歌山市小松原通1-1
フリガナ		ギジュツチョウサカ
商号又は名称		(株)技術調査課
フリガナ		ワカヤマ イチロウ
代表者役職氏名		代表取締役 和歌山 一郎

※和歌山県税には、県が課する税の全税目を含みます。
※県税の納付状況が完納情報に反映されるまでには一定の時間を要します。

※完納確認作業時に未納が確認されれば、未納額の納付を行ったうえで、県税事務所にて納税証明書の申請を行う必要があります。

【作成例】大規模災害協定の証明書

【大規模災害協定の証明書の証明ポイント】
審査基準日時点において、次の要件を満たしていること。
①該当業者が、証明者である団体に加入している。
②大規模災害協定が締結されている。
③該当業者が、その大規模災害協定の活動に同意し、参加している。
※証明書様式の要項（記名押印等）については、証明する団体に必ず確認してください。

（ 作 成 例 ）

証　　明　　書

主たる営業所の所在地
和歌山市小松原通1-1
商号又は名称
(株)技術調査課
代表者役職氏名
代表取締役　和歌山　一郎
許可番号

大臣・知事コード			許可番号						
3	0	第	6	2	0	5	1	5	号

上記の者は平成〇年〇月〇日付けで〇〇〇県知事（市町村長　等）との間で締結した大規模災害時における応急対策業務に関する〇〇災害協定に基づいて、令和〇年〇月〇日（審査基準日）現在、災害応急活動等に従事する者であることを証明する。

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇協会（団体名）
会　長　　〇〇〇〇証印

【作成例】労働災害防止への取組に係る証明書

【建設業労働災害防止協会加入証明書の証明ポイント】
審査基準日時点において、次の要件を満たしていること。
○　該当業者が、証明者である団体に加入している。

（　作　成　例　）

証　　明　　書

主たる営業所の所在地
和歌山市小松原通1-1
商号又は名称
(株)技術調査課
代表者役職氏名
代表取締役　和歌山　一郎
許可番号

大臣・知事コード			許　可　番　号						
3	0	第	6	2	0	5	1	5	号

上記の者は令和○年○月○日（審査基準日）現在、建設業労働災害防止協会の会員であることを証明する。

令和○年○月○日

○○○○協会和歌山県支部（団体名）
分会
分会長　　○○○○　印

証明第　　号
令和○年○月○日

○○○○協会和歌山県支部（団体名）
支部長　　○○○○　印

提出書類チェックリスト

（書類提出前の出し忘れのチェック用です。詳細は該当ページをご覧下さい。）

1　申請書

	分類	様式名	備考
	必須	**【様式第 1 号】入札参加資格審査申請書**	3 部作成。(2 部提出、1 部は申請者用控)
	必須	**【様式第 2 号】地方基準点数等一覧表**	
	該当者のみ	【様式第 3 号】建設キャリアアップシステム登録者一覧表	
	該当者のみ	【様式第 4 号】建設業関連学科新規卒業者雇用一覧表	
	必須	**【様式第 6 号】技術職員・CPD 取得者数一覧表**	
	該当者のみ	【様式第 7 号】職員名簿（技術職員以外）	
	該当者のみ	【様式第 8 号】大規模災害時の応急対策業務取組一覧表	
	必須	**【様式第 10 号】資本・人的関係のある関連業者届出調書**	

2　重機・資材・緊急対応様式集

	分類	様式名	備考
	該当者のみ	【様式第 9 号の 1】確約書兼誓約書	3 部作成。(2 部提出、1 部は申請者用控)
	該当者のみ	【様式第 9 号の 2】災害時等対応重機及び運転者調書	
	該当者のみ	【様式第 9 号の 3】災害時対応仮設資材調書	

3　添付書類

	分類	様式名	備考
	必須	**【添付書類ア】同意書**	1 部のみ 申請者用控えが必要な場合には更に 1 部作成。
	必須	**【添付書類イの 1】暴力団排除に関する誓約書**	
	必須	**総合評定値通知書の写し**	
	必須	**【添付書類キ】 和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書**	
	必須	**消費税及び地方消費税の納税証明書**	
	該当者のみ	【添付書類ウの 1】独占禁止法遵守のための研修の実施報告書	
	該当者のみ	独占禁止法遵守マニュアル	
	該当者のみ	【添付書類ウの 2】独占禁止法遵守マニュアルに関する誓約書	
	該当者のみ	不当要求防止責任者講習受講修了書の写し	
	該当者のみ	大規模災害時応急対策業務取組（防災協定）の証明書	
	該当者のみ	ISO9000 の登録証の写し	
	該当者のみ	ISO14000 の登録証の写し	
	該当者のみ	エコアクション 21 の認証・登録証の写し	
	該当者のみ	産業廃棄物処分業許可証の写し	
	該当者のみ	産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	
	該当者のみ	産業廃棄物処理委託契約書の写し	
	該当者のみ	建設キャリアアップシステムにおける技能者情報（帳票１－１）※直近のもの	
	該当者のみ	建設業労働災害防止協会の加入証明書	
	該当者のみ	【添付書類エ】障害者雇用状況調べ（非法定義務建設業者用）	
	該当者のみ	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し、又は健康保険・厚生年金保険被保険者証標準報酬決定（改定）通知書の写し	
	該当者のみ	児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者	

	分類	様式名	備考
		証、民生委員の証明書のうちいずれか１つの写し	
	該当者のみ	和歌山保護観察所の発行する証明書の写し（**提示のみ**）	
	該当者のみ	市町村の発行する直近の市町村民税非課税証明書の写し	
	該当者のみ	障害者雇用状況報告書の写し	
	該当者のみ	新規卒業者職員の卒業証明書等	
	該当者のみ	新規卒業職員の常勤確認書類	
	該当者のみ	新規卒業職員の雇用日が分かる書類	
	該当者のみ	一般事業主行動計画策定届の写し	
	該当者のみ	わかやま健康推進事業所の認定証の写し	
	該当者のみ	労働基準監督署の受付印のある就業規則等の写し	
	該当者のみ	工事完成検査結果通知書の写し	
	該当者のみ	建設マスター受賞者の常勤確認書類	
	該当者のみ	合併又は事業譲渡を受けたことを証する書面	
	該当者のみ	登録基幹技能者講習修了証	
	該当者のみ	能力評価結果通知書	
	該当者のみ	CPD 推奨ユニット取得の証明書の原本又は写し	
	必須	**損益計算書の写し又は完成工事原価報告書の写し**	
	必須	**常勤確認書類**	
	該当者のみ	行政書士への委任状の原本又は写し	

4　障害者雇用確認書類（提示のみ）

	分類	様式名	備考
	該当者のみ	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健手帳の写し	提示のみ
	該当者のみ	障害者雇用対象者の常勤確認書類	

5　役員・株主等調書

	分類	様式名	備考
	必須	**【添付書類イの２の１】役員等調書**	１部。

6　労働保険料・社会保険料関連書類

	分類	様式名	備考
	該当者のみ	【添付書類オ】労働保険料納付証明書	１部。
	該当者のみ	雇用保険適用事業所設置届事業主控	
	該当者のみ	【添付書類カ】社会保険料納入確認（申請）書	２部。

7　緊急対応関係添付書類

	分類	様式名	備考
	該当者のみ	【様式第９号の４】災害時等緊急対応実績（申請・認定）書（写し可）	１部。 申請者用の控が必要な場合には更に１部。